

合併協定書

上田市・丸子町・真田町・武石村

- 目 次 -

1	合併の方式	1	ページ
2	合併の期日	1	
3	新市の名称	1	
4	事務所の位置	1	
5	財産の取扱い	1	
6	新市の議会の議員の定数及び任期の取扱い	1	
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	2	
8	地方税の取扱い	2	
9	一般職の職員の身分の取扱い	3	
10	地域自治センター・機構及び組織の取扱い	3	
11	新市建設計画	4	
12	特別職の身分の取扱い	4	
13	条例・規則の取扱い	5	
14	使用料・手数料の取扱い	5	
15	補助金・交付金の取扱い	5	
16	町名・字名の取扱い	6	
17	自治会・区等の取扱い	6	
18	広域連合・一部事務組合の取扱い	6	
19	公共的団体等の取扱い	7	
20	慣行の取扱い	7	
21	財産区の取扱い	8	
22	各種事務・事業の取扱い	8	
22 - 1	総務部門	8	
22 - 15	財政部門	11	
22 - 16	住民生活部門	12	
22 - 23	健康福祉部門	15	
22 - 35	商工観光部門	22	
22 - 37	農政部門	26	
22 - 43	建設部門	29	
22 - 49	上下水道部門	31	
22 - 51	教育部門	32	
・別紙1	武石村に新たに設置する財産区の所在及び地積	38	
・別紙2	地域自治センター構想	41	
・別紙3	手数料の取扱い一覧	53	
・別紙4	福祉医療費給付金調整内容	59	
・別冊	新生「上田市」建設計画		

1 合併の方式

合併の方式は、新設（対等）合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年3月6日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「上田市」とする。

4 事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の上田市役所の位置（上田市大手一丁目11番16号）とする。

関係市町村の現庁舎については、地域自治センターとして、地域住民の利便性やまちづくりへの参加促進のために有機的に活用する。

5 財産の取扱い

- (1) 上田市、丸子町、真田町及び武石村の所有する財産（土地・建物・債権・基金等）及び債務は、新市の一体性を確保する観点から全て新市に引き継ぐものとする。ただし、武石村の所有する山林の一部（別紙1、1，234ha）については、次のとおりとする。

ア 合併時に地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条に規定する財産区を設置するものとする。

イ 新たに設置する財産区の健全な管理、運営を行うために必要な諸規定については、合併時まで調整するものとする。

- (2) 基金については、設置目的に照らし、合併後も新市の振興及びそれぞれの地域の振興に資するものとする。
- (3) 旧来の慣行については、新市に引き継ぐものとする。

6 新市の議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市の議会の議員の定数については、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定により、定数を34人と定める。
- (2) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条及び第7条の特例は適用せず、新市設置の日から50日以内に選挙を行う。
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第6項に定める選挙区については、初回の選挙に限り次のとおり設置する。

- ア 上田市、丸子町及び真田町を一つの区域とする選挙区 定数 32人
- イ 武石村を区域とする選挙区 定数 2人

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。なお、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の市町村の選挙区の区域ごとに設けることとし、選挙区及びその定数は次のとおりとする。

選挙区及び定数	(区 域)
第1区 3人	(上田市第1区)
第2区 5人	(上田市第2区)
第3区 6人	(上田市第3区)
第4区 8人	(上田市第4区)
第5区 3人	(丸子町第1区)
第6区 5人	(丸子町第2区)
第7区 7人	(真田町全域)
第8区 3人	(武石村全域)

- (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、新市の選挙区及び定数を基に、4市町村の農業委員会の選挙による委員の互選による40人の委員が、平成18年7月19日まで引き続き新市の委員として在任する。

8 地方税の取扱い

- (1) 個人市民税

ア 均等割及び所得割の税率は、4市町村で差異がないため、現行のとおりとする。

イ 合併日以降の納期は、上田市、丸子町及び真田町の例により統一する。

- (2) 法人市民税

ア 均等割については、資本金1億円超の法人（1～5号法人）は標準税率×1.2に、資本金1億円以下の法人（6～9号法人）は標準税率に統一する。ただし、事業年度の開始の日から合併の日の前日までは、合併前のそれぞれの市町村の税率を適用し、合併の日から事業年度の終了の日までは合併後の新市の税率を適用し合算する。

イ 法人税割については、税率を13.7%に統一する。

- (3) 固定資産税

ア 税率は、4市町村で差異がないため、現行のとおりとする。

イ 合併日以降の納期は、上田市の例により統一する。

- (4) 軽自動車税
税率は、4市町村で差異がないため、現行のとおりとする。
- (5) たばこ税
4市町村で差異がないため、現行のとおりとする。
- (6) 入湯税
日帰りの場合は、上田市及び真田町の例により50円に統一し、宿泊の場合は、4市町村で差異がないため、現行のとおりとする。
- (7) 都市計画税
ア 税率及び課税範囲は、現行のとおりとする。
イ 納期は、固定資産税に準ずる。
- (8) 鉱産税
税率は、4市町村で差異がないため、現行のとおりとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、新市に引き継ぐ。
- (2) 合併時の職員定数については、現行の4市町村の条例定数の合計とする。ただし、新市において1年以内に定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職制及び給与については、人事管理及び職員の処遇、給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

10 地域自治センター・機構及び組織の取扱い

新市に次のとおり地域自治センターを置く。その機能、役割、組織等については、別紙2「地域自治センター構想」を基本とする。

- (1) 地域自治センターの取扱い
 - ア 3町村の役場、本庁舎及び上田市の3支所に地域自治センターを条例により設置する。
 - イ 地域自治センターは、総合支所、地域協議会及び住民のまちづくり活動の拠点機能を持つ。
 - ウ 地域協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に規定する地域審議会及び地方自治法第202条の5に規定する地域協議会の機能を包含した地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として条例で設置する。
将来的には、地域の実情に応じた設置単位を検討する。
- (2) 機構及び組織の取扱い

新市の機構及び組織については、各市町村の業務を調査のうえ、次の整備方針に基づき合併時まで決定する。

- ア 行政サービスを低下させず、わかりやすい機構・組織とする。
 - イ 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる機構・組織とする。
 - ウ 住民の声を適正に反映できる機構・組織とする。
 - エ 簡素で効率的な機構・組織とする。
 - オ 指揮命令系統が明確な機構・組織とする。
 - カ 新市建設計画を円滑に遂行できる機構・組織とする。
 - キ 地方分権に柔軟に対応できる機構・組織とする。
 - ク 事務事業の統一的、安定的な執行に十分配慮した機構・組織とする。
- 新市においては、常にその機構、組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

11 新市建設計画

新市建設計画は、別冊「新生『上田市』建設計画」のとおりとする。

12 特別職の身分の取扱い

- (1) 市長、助役、収入役、教育長及び公営企業の管理者の任期等については、法令の定めるところによる。
- (2) 新市の市長職務執行者については、4市町村の長が別に協議して定めるものとする。
- (3) 行政委員会の委員
 - ア 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員の定数、任期等については、法令の定めるところによる。
 - イ 監査委員の定数は、2人とし、任期については、法令の定めるところによる。
 - ウ 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とし、任期については、法令の定めるところによる。
- (4) 附属機関の委員及びその他非常勤特別職は、4市町村に設置されており、新市において引き続き必要のある機関・委員は、原則として統合し、一部の市町村で設置されている機関・委員は、必要に応じて新市において設置する。設置する機関及び委員の定数は、合併時まで調整する。
- (5) 上記の特別職、議会の議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、合併時、上田市の例により統一し、1年以内に特別職等報酬審議会を設置し、新たな額を決定する。ただし、消防団の団員の報酬については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年を目途とする組織・定数等の見直しに

合わせ調整する。

13 条例・規則の取扱い

条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう、次の区分により整備する。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの。
- (2) 合併後、逐次制定し、施行させるもの。
- (3) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。

14 使用料・手数料の取扱い

使用料・手数料の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に負担公平の原則、適正負担の観点から見直す。使用料減免の取扱いについては、原則として統一することが望ましいが、特殊事情等から困難な場合にあっては、合併後速やかに調整する。
- (2) 手数料については、4市町村で差異がないものは現行のとおりとし、差異のあるものについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、合併時に負担公平の原則に基づき適正な料金等に調整する。(別紙3)
- (3) 合併協定項目中の「22 各種事務・事業の取扱い」において、個別に協議された使用料・手数料は、それぞれの協議のとおりとする。

15 補助金・交付金の取扱い

- (1) 補助金・交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次の方針により調整する。
 - ア 4市町村で同一又は同種の団体に対する補助金・交付金については、統一する方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努めるものとする。
 - イ 4市町村独自の団体に対する補助金・交付金については、原則として現行のとおりとする。
 - ウ 4市町村で同一又は同種の事業に対する補助金・交付金については、統一する方向で調整を図る。ただし、統一することにより事業の実施等に大きな影響を及ぼすものについては現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努めるものとする。

エ 4市町村独自の事業に対する補助金・交付金については、原則として現行のとおりとする。

オ 上記の場合であっても、廃止を含め整理統合が可能な補助金・交付金については、他の補助金等との均衡を考慮しながら、その統廃合を図る。

カ 各補助金・交付金については、合併前、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、補助金等の必要性、効果、実績等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

- (2) 合併協定項目中の「22 各種事務・事業の取扱い」において個別に協議された補助金・交付金は、それぞれの協議のとおりとする。

16 町名・字名の取扱い

- (1) 町・字の区域及び名称は、原則として現行のとおりとする。
- (2) 町・字名に係る「大字」の字句については、必ずしも表記を要しないことから、削除する。
- (3) 現町村名の取扱いについては、住民の意向を尊重し、合併時まで各町村において調整する。

17 自治会・区等の取扱い

- (1) 合併時、自治会・区については現行のとおりとする。
- (2) 自治会・区の名称については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の名称の「中組」については、地域住民の意向を踏まえ調整を図る。
- (3) 連合会組織のあり方については、自治会・区及び既存連合会組織の意向を十分踏まえ、3年以内に調整する。
- (4) 自治会・区への交付金・委託料等の取扱いについては、合併時は現行のとおりとし、広報紙の配布等行政連絡事務等の内容と併せて、自治会・区と十分協議のうえ検討し、3年以内に調整を図る。

18 広域連合・一部事務組合の取扱い

次の方針に基づき、関係団体及び構成自治体と協議・調整する。

- (1) 上田地域広域連合
4市町村は、合併の日の前日をもって当該連合を脱退し、合併の日
新市において新たに加入する。
- (2) 小県郡行政事務組合
丸子町、真田町及び武石村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱
退する。
- (3) 長野県町村総合事務組合

丸子町、真田町及び武石村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。

(4) 東信地区交通災害共済組合

丸子町、真田町及び武石村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退する。

(5) 依田窪医療福祉事務組合

武石村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、合併の日に新市において武石村の区域を対象として新たに加入する。

(6) 武石村長門町中学校組合

武石村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、合併の日に新市において武石村の区域を対象として新たに加入する。

(7) 美ヶ原地域行政事務組合

丸子町及び武石村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、合併の日に新市において丸子町及び武石村の区域を対象として新たに加入する。

(8) 真田町外二市共有財産組合

上田市及び真田町は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、合併の日に新市において上田市及び真田町の区域を対象として新たに加入する。

(9) 青木村及び上田市共有財産組合

上田市は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、合併の日に新市において上田市の区域を対象として新たに加入する。

(10) 長野県市町村自治振興組合

4市町村は、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、合併の日に新市において新たに加入する。

19 公共的団体等の取扱い

- (1) 4市町村に共通している団体は、新市の一体性を確保するためにもできる限り統合再編できるよう調整に努める。
- (2) 統合再編に時間を要する団体は、将来に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 4市町村独自の団体は、現行のとおりとする。

20 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市において新たに制定する。
- (2) 市民憲章については、新市において新たに制定する。

- (3) 市花・市木等については、新市において新たに制定する。
- (4) 名誉市民については、新市において上田市の例を基本に統一する。
- (5) 都市宣言については、現行の各宣言を基本に、新市において新たに宣言する。
- (6) 褒賞・表彰制度については、各市町村の表彰の種類、基準の整合を図り、新市において制定する。

21 財産区の取扱い

各財産区とも財産区有財産として、現行のとおり新市に引き継ぐ。

22 各種事務・事業の取扱い

【総務部門】

22 - 1 総合計画等の取扱い

(1) 総合計画

新市において早急に審議会を設置し、新市将来構想及び新市建設計画に基づき、新たな総合計画を速やかに策定する。

(2) 国土利用計画

現行の4市町村の土地利用計画、新市将来構想及び新市建設計画との整合を図り、総合計画の策定に併せ、速やかに策定する。

22 - 2 男女共同参画事業の取扱い

(1) 男女共同参画事務

新市において男女共同参画社会の実現を目指す。

ア 上田市及び丸子町の条例を基に新市の男女共同参画条例を速やかに制定する。

イ 新市において男女共同参画計画策定委員会を設置し、早急に条例に基づく新たな男女共同参画計画を策定し、必要な事業を実施する。

(2) 次世代育成支援行動計画

新市において、早急に新市次世代育成支援行動計画を策定する。

22 - 3 国内・国際交流事業の取扱い

(1) 国際交流事業

現行の事業を継続することとし、合併後3年を目途に各団体の意見を参考に調整する。

(2) 国際姉妹・友好都市との交流事業

現行の内容を基準に、関係団体の意見や提携相手の意向を確認し、新

市において速やかに姉妹・友好都市協定を締結する。

(3) 国内姉妹・友好都市交流

現行の内容を基準に、関係団体の意見や提携相手の意向を確認し、新市において速やかに姉妹・友好都市協定を締結する。

22 - 4 公社・事業団等の取扱い

(1) 公社・事業団等

現行のとおりとする。ただし、合併後、公社・事業団のあり方を見直し、5年を目途に整理・再編を目指す。

(2) 第3セクター法人（株式会社）

ア 株式会社テレコム・ユー

現行のとおりとする。

イ 丸子町温泉開発株式会社

現行のとおりとする。

22 - 5 電算システムの取扱い

電算システムについては、住民サービスの低下を招くことなく、新市発足時に円滑に稼働できるよう、安全確実なシステム統合を行う。

(1) 業務システム

ア 合併日までに統合するシステムは4つの業務グループ（住民記録系、税務系、健康・福祉系、内部情報系）に分けて検討する。

イ 4つのグループのうち、各業務の根幹となる住民記録系は、安全・確実性を考慮して上田市のシステムを採用し、その他のグループは最適なシステムを採用する。

(2) 庁舎間ネットワーク

各庁舎間に高速、大容量のネットワークを構築する。

22 - 6 市町村営有線放送の取扱い

市町村営有線放送については、合併時は現行のとおりとし、合併後、地域の実情を勘案し、5年を目途にあり方を検討する。

22 - 7 情報公開制度及び個人情報保護制度の取扱い

情報公開制度及び個人情報保護制度については、上田市の例により統一する。

22 - 8 行政改革について

- (1) 新市において速やかに行財政改革推進体制を整備し、行財政改革基本指針（行財政改革大綱）を策定する。
- (2) 諮問機関として、「（仮称）行財政改革推進委員会」を設置することとし、構成等については新市における推進体制整備の中で検討する。

22 - 9 広報・広聴関係事業の取扱い

- (1) 広報紙については、統一した広報紙を月2回発行する。また、自治会・区未加入者への広報紙の配布については、上田市の例を基本として対応する。
- (2) 広聴については、上田市の例を基本に実施する。
- (3) 必要に応じて、地域自治センター単位での広報紙の発行及び広聴の実施について検討する。

22 - 10 地域防災関係事業の取扱い

- (1) 地域防災計画及び防災会議
新市において、速やかに上田市の例により防災会議を組織し、地域防災計画を策定する。
- (2) 防災組織・体制
ア 新市において策定する地域防災計画に基づき、防災組織・体制の一本化を図る。
イ 地域防災計画が策定されるまでの間については、上田市の例により対応するが、災害時に支障が生じないよう、合併時に指揮命令系統は統一する。
- (3) 災害時応援協定等
現行の内容を基準に、関係団体の意見、協定相手の意向を確認し、新市において速やかに協定等を締結する。

22 - 11 消防団・消防施設関係事務の取扱い

- (1) 消防団組織・定数等
ア 新市に4つの消防団を現行のとおり置く。
イ 消防団の組織、管轄区域、定数、装備等は新市に引き継ぐ。
ウ 大規模・広域災害等の対応に支障を来たさぬよう、代表団長を4団長から選任し、指揮命令系統は統一する。
エ 新市において、3年を目途に組織・定数等について見直しを図り、4消防団を統合する。

- (2) 消防施設等
新たに設置基準を定め、公費負担により整備を図る。
- (3) 自主防災組織等
 - ア 現状の組織を継続し、未組織の自治会又は区には、結成を促進する。
 - イ 資機材の購入については、新たな基準を定め公費負担により活動の支援を図る。

22 - 12 選挙関係事務の取扱い

- (1) 投票区・開票区等
 - ア 投票区は、合併時は現行の投票区とし、その後、有権者の分布及び地域特性等を考慮する中で見直しを図る。
 - イ 開票区は、新市の区域全体で1つの開票区とする。
- (2) 選挙公営の公費負担
上田市の例により統一する。
- (3) 記号式投票
記号式投票に統一する。

22 - 13 首長の資産等の公開事務

首長の資産等の公開事務については、上田市の例を基本に、引き続き実施する。

22 - 14 指定管理者制度について

指定管理者制度については、次のとおり取り扱う。

- (1) 合併前に4市町村で指定した管理者については、合併後も引き続き管理者として指定する。
- (2) 合併時に委託管理している施設については、合併日にそれまでの委託団体を指定管理者として指定する。
- (3) 指定管理者選考組織については、新市において設置する。

【財政部門】

22 - 15 建設工事等入札・契約事務の取扱い

建設工事等入札・契約事務については、合併時に上田市の例を基準に統一する。ただし、平成18年度までは、等級別発注標準、指名業者選定、指名業者数について、それぞれの地域性を考慮した方法で対処する。

【住民生活部門】

22 - 16 自治会・区関係補助事業等の取扱い

- (1) 集会施設（公民館）新設改修補助金
合併後3年は現行のとおりとし、新市において補助金交付基準の統一を図る。
- (2) 県営水道等料金差額補助
合併時は現行のとおりとし、県営水道の料金の動向及び新市の水道事業の経営統合、統一料金設定に併せて取扱いを検討する。

22 - 17 諸証明発行窓口事務の取扱い

諸証明発行窓口事務については、合併時は、現行の範囲内で取り扱うこととし、引き続き住民サービスの向上に努める。

22 - 18 生活安全対策事業の取扱い

- (1) 交通災害共済制度
 - ア 合併年度は現行のとおりとし、合併翌年度から上田市の例を基本に新市の交通災害共済制度を創設し、実施する。
 - イ 会費については、会員1人につき500円とする。ただし、小・中学校等の児童・生徒は300円とする。
 - ウ 会費の公費負担については、上田市の例により統一する。ただし、70歳以上の者の公費負担は廃止し、未就学児は全額公費負担とする。
 - エ 見舞金については、東信地区交通災害共済制度に準じた水準に引き上げるとともに、児童への通学用及び自転車用ヘルメットの給付を実施するよう努める。
 - オ 3町村は、合併の日の前日をもって東信地区交通災害共済組合を脱退する。
- (2) 暴走族対策
 - ア 暴走族の根絶の推進に関する条例を速やかに制定し、新市全域を対象とする。
 - イ 住民との協働による暴走族対策会議についても、新市全域を対象とした組織とする。
- (3) 交通安全指導員
 - ア 人数については、合併時は現行のとおりとし、合併後、段階的に人数の調整を図る。
 - イ 平成19年4月に新市として新たに委嘱し、任期は3年とする。
 - ウ 報酬については、新市の委員報酬規定により統一する。

- (4) 防犯灯関係補助金
合併時は現行のとおりとし、自治会・区への交付金等の取扱いと併せて、合併後3年以内に調整する。

22 - 19 生活環境事業の取扱い

- (1) 環境に関する計画
ア 新市において早急に環境審議会を設置し、新たな環境基本計画を策定する。
イ 設置された審議会のもとに環境基本計画について審議する。委員の報酬については、新市の委員報酬規定により統一する。
ウ 新市において環境基本計画を策定後、これに基づき新エネルギービジョンの策定を行う。
- (2) 合併処理浄化槽設置補助金
ア 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）による指定地域の基準額により統一し、補助限度額は次のとおりとする。

区 分	補助限度額（千円）
5人槽	375 × 基数
6～7人槽	438 × 基数
8～10人槽	555 × 基数
11～20人槽	1,044 × 基数
21～30人槽	1,752 × 基数
31～50人槽	2,340 × 基数
51人槽～	2,670 × 基数

- イ 事業所も補助対象とする。
- (3) し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分・雑排水汚泥収集手数料
ア 許可地域については現行のとおりとする。
イ 雑排水汚泥収集許可手数料は、合併後3年を目途に収集手数料の統一を目標とし検討する。
- (4) 新エネルギー設備設置補助金
上田市の例により統一し、実施する。なお、新エネルギー財団の補助の状況及び新エネルギー活用施設設置単価の動向を考慮し、見直しを行う。
- (5) ポイ捨での防止に関する事務
新市において環境美化活動を推進し、日本一美しいまちづくりを進めるため、新市の発足とともに上田市の例により条例を制定する。

- (6) 不法投棄防止啓発及び回収事務
合併時は現行のとおりとし、丸子町の例を基本に3年以内に調整し、不法投棄の防止に努める。

22 - 20 廃棄物対策事業の取扱い

- (1) ごみの収集方法
合併時は現行のとおりとし、新市において審議会を設置のうえ、住民説明等を十分に行い、合併後3年以内に上田市の例を基本に統一する。
- (2) ごみの指定袋（ごみ処理手数料等）
合併時は現行のとおりとし、新市において審議会を設置のうえ、住民説明等を十分に行い、合併後3年以内に上田市の例を基本に統一する。
- (3) ごみ集積所の設置・維持管理及び補助金
合併時は現行のとおりとし、自治会・区への交付金等の取扱いと併せて、合併後3年以内に調整する。

22 - 21 資源リサイクル関係事業の取扱い

- (1) 資源物回収事業
合併時は現行のとおりとし、新市において審議会を設置のうえ、住民説明等を十分に行い、合併後3年以内に上田市の例を基本に統一する。
- (2) ごみ資源化（容器包装リサイクル法関係）
合併時は現行のとおりとし、新市において、容器包装リサイクル法の適用範囲を拡大する方向で調整する。
- (3) ごみ資源化啓発・排出抑制活動（ごみ資源化推進リーダー）
合併時は現行のとおりとし、新市において、ごみ資源化推進リーダーの位置付けの明確化を進め、合併後2年を目途に上田市の例を基本に拡大する。
- (4) 資源回収奨励金
合併時は現行のとおりとし、自治会・区への交付金等の取扱いと併せて、合併後3年以内に調整する。
- (5) 資源回収用収納庫設置補助金
合併時は現行のとおりとし、自治会・区への交付金等の取扱いと併せて、合併後3年以内に調整する。
- (6) 生ごみ堆肥化機器購入補助金
丸子町の例により統一する。

22 - 22 差別撤廃と人権擁護に関する事務の取扱い

- (1) 新市において速やかに人権に関する条例を制定する。
- (2) 条例に基づき、速やかに審議会を設置する。
- (3) 人権施策に関する計画を策定する。

【健康福祉部門】

22 - 23 社会福祉事業の取扱い

- (1) 福祉事務所の設置
新市を所管区域とする福祉事務所を設置する。
- (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金支給
上田市及び丸子町の例により統一する。
- (3) 社会福祉協議会補助金
次のとおりとする。
ア 社会福祉協議会は、市町村の合併時又は遅くとも1年以内に統合するよう社会福祉協議会と協議を進める。
イ 合併時、社会福祉協議会の統合がなされていない場合、新市における補助金の積算方法は承継する。
ウ 新社会福祉協議会設立後も事務局職員の人件費については補助を行う。ただし、次の事項について新社会福祉協議会と協議を行う。
(ア) 事務局体制の適正化
(イ) 事務局職員の介護保険事業と社会福祉事業との分離明確化
(ウ) 団体事務の受託
(エ) 社会福祉協議会に対する補助として行っている事業、委託事業

22 - 24 福祉計画関係の取扱い

- (1) 地域福祉計画
速やかに新たな計画を策定する。
- (2) 障害者計画
速やかに新たな計画を策定する。
- (3) 高齢者保健福祉総合計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
平成18年度からの計画については、平成17年度中に策定する。なお、平成17年度の合併後の計画については新たに策定せず、各市町村の計画をそのまま適用する。
- (4) 健康づくり計画
地域性を反映した、新たな計画を策定する。

母子保健計画は、健康づくり計画の中で策定する。

22 - 25 障害者福祉事業の取扱い

- (1) じん臓機能障害者通院費補助金
次のとおり統一する。
ア 補助対象者は、人工透析治療を受ける者とする。
イ 補助率は、公共交通機関実費及び自家用車の燃料代相当額の2分の1補助とし、月額上限額は設けない。
- (2) 障害者施設通所交通費補助金
次のとおり、新市の範囲に対象を拡大し、実施する。
ア 対象施設は、知的障害者援護施設、障害者等共同作業所、精神障害者共同作業所、身体障害者授産施設とする。
イ 補助率は2分の1補助とし、月額上限額は設けない。
- (3) 心身障害者扶養共済掛金補助金
新市の範囲に対象を拡大し実施する。補助率は、県の減免措置後の金額（実支払額）の2分の1補助とする。
- (4) 身体障害者住宅整備事業補助金
現行のとおりとする。
- (5) 身体障害者用自動車改造費補助金
現行のとおりとする。
- (6) 身体障害者用自動車運転免許取得助成事業補助金
上田市及び丸子町の制度を、新市の範囲に対象を拡大し、実施する。
- (7) 特別障害者手当等給付金
現行のとおりとする。
- (8) 身体障害者（児）補装具給付費
上田市の例により統一する。
- (9) 重度心身障害者家庭介護者慰労金
支給額は、年額100,000円に統一する。
- (10) 身体障害者日常生活用具給付費
現行のとおりとする。
- (11) 障害児（者）タイムケア事業
上田市の例により統一する。
- (12) 重度心身障害者日常生活用具給付費（旧県単）
現行のとおりとする。
- (13) 身体障害児日常生活用具給付費
現行のとおりとする。

- (14) 重度心身障害者（児）タクシー利用助成事業
次のとおり、新市の範囲に対象を拡大し、実施する。
ア 助成対象及び交付枚数は、身障下肢・体幹、視覚１・２級及び療
育手帳Ａ１・Ａ２は年間２４枚とする。
イ １枚の助成額は、基本料金及び迎車料金とする。
ウ 上田市及び丸子町で実施している所得及び自動車税減免制限は
継続する。
- (15) 重度身体障害者ショートステイ事務
現行のとおりとする。

22 - 26 福祉医療費給付金の取扱い

- (1) 福祉医療費給付金（障害者・母子家庭等・老人・乳幼児）
県の基準を基本に次のとおり統一する。
ア ２市町村以上で実施している事業は継続し、１市町村のみで実施
している事業は廃止する。
イ 事業の具体的調整方針は、別紙４のとおりとする。
ウ 福祉医療費給付金の遡及できる年数は、申請日から１年前までと
する。
- (2) 法外医療費給付金
上田市の制度を新市に拡大する。

22 - 27 介護保険の取扱い

- (1) 介護保険料
ア 第１号被保険者の保険料は、各市町村の保険料率をそのまま適用す
る不均一賦課とし、平成１８年度からの第３期介護保険事業計画期間
に合わせて統一する。
イ 普通徴収の保険料の納期は、上田市の例により統一する。
ウ 保険料区分は、高齢者保健福祉総合計画（高齢者保健福祉計画・介
護保険事業計画）策定委員会で検討し決定する。
- (2) 介護保険給付サービス
現行のとおりとする。
- (3) 高齢者保健福祉総合計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）
策定委員会
委員定数及び委員構成は、上田市の例により統一する。
- (4) 介護保険運営協議会
ア 委員定数及び委員構成は、上田市の例により統一する。

- イ 平成18年度からの介護保険運営協議会は、委員定数の見直しも含め、高齢者保健福祉総合計画策定委員会の中で検討する。
- (5) 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助
 - ア 上田市の例により統一する。
 - イ 平成18年度以降は、高齢者保健福祉総合計画策定委員会の中で検討する。

22 - 28 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 在宅介護支援センター
現行のとおりとする。
- (2) 居宅サービス計画
合併時は地域性を考慮して現行のとおりとし、3年を目途に民間事業者へ移行する。
- (3) 寝たきり老人等家庭介護者慰労金
次のとおり統一する。
 - ア 支給対象者は、要介護3以上の者を6か月以上在宅で介護している者とする。
 - イ 支給額は、年額100,000円とする。
- (4) 老人等紙おむつ代等助成金
丸子町及び武石村の例により助成限度額は年額75,000円とする。
- (5) 寝たきり老人等住宅整備事業補助金
 - ア 県補助事業は、現行のとおりとする。
 - イ 市町村単独事業は、上田市の例により統一する。
- (6) 徘徊高齢者家族支援事業補助金
上田市の例により統一する。
- (7) 家族介護慰労事業
現行のとおりとし、社会福祉協議会の合併に合わせて統一する。
- (8) 配食サービス事業
地域の実情を踏まえ、現行のサービスを継続しながら、利用者負担、配食頻度の調整を図る。
- (9) 緊急通報システム
現行のとおりとし、合併後関係機関とも協議し、システム、対象者、利用者負担金、通報者及び接続先等を調整する。
- (10) 福祉機器・用具の貸出
廃止する。なお、介護保険の福祉用具購入や貸与と整合性を取りながら、社会福祉協議会事業として継続する方向で調整する。

- (11) 軽度生活援助事業
次のとおり統一する。
ア 対象者は、丸子町、真田町及び武石村の例による。
イ 対象作業、負担割合は、調整する。
- (12) 敬老祝金
次のとおり統一する。
ア 現金のみによる支給とする。
イ 支給対象年齢は、88歳及び99歳以上とする。
ウ 金額は、上田市の例による。

22 - 29 保育園関係事業の取扱い

- (1) 保育所運営事業（園名・時間）
全ての保育所を新市に引き継ぎ、次のとおり統一する。
ア 保育時間は、上田市及び真田町の例による。
イ 園名は、合併後も現行の名称を使用する。ただし、「武石村保育園」については、「武石保育園」とする。
- (2) 保育園保育料
上田市の例を基本に統一する。なお、第3子以降の特例は、武石村においては現行の制度を平成20年度まで継続する。
- (3) 特別保育（一時保育）
一時保育実施園は、引き続き実施する。
一時保育料は、上田市の例を基本に統一する。
- (4) 特別保育（延長保育）
延長保育実施園は、引き続き実施する。
延長保育料は、日額と月額併用方式とし統一する。
- (5) 特別保育（障害児保育）
現行のとおりとする。
入所判定基準は、上田市の例により統一する。
- (6) 特別保育（乳児保育）
現行のとおりとする。
- (7) 保育園通園バス事業
地域の実情を踏まえ、現行の運行方法を継続しながら、地域住民とともに、より良い運行方法を検討する。
- (8) 保育園給食調理事務
現行のとおりとする。
- (9) 児童災害給付掛金

現行のとおり独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入する。
共済掛金の保護者負担分は、日本スポーツ振興センターで定める負担額（１人２４０円）に統一する。

(10) 保護者会活動費補助金

全体的な保護者会組織（保護者会連合会）が結成された場合には、保護者会活動の経費について、一定の補助金を交付する。

22 - 30 児童手当等の取扱い

(1) 児童手当

現行のとおりとする。

(2) 知的障害児施設通園費補助金

上田市の例により統一する。

22 - 31 子育て支援事業の取扱い

(1) ファミリーサポートセンター業務

上田市の制度を新市に拡大する。

(2) 子育て支援センター事業

現行のとおりとする。

(3) 子育て支援施設「ゆりかご」

上田市の制度を新市に拡大する。

(4) 特別児童年金（重度心身障害児年金）

上田市の例により実施する。

22 - 32 健康づくり事業の取扱い

(1) 人間ドック・脳ドック受診補助金

次のとおり、新市の範囲に対象を拡大し実施する。

ア 対象者及び補助額は、上田市の例による。

イ 補助対象の条件は、２５，０００円以上自己負担した人間ドック等とする。

(2) 予防接種

現行のとおりとする。

(3) 健康相談事業

現行のとおりとする。

(4) 生活習慣病予防事業

現行のとおりとする。

(5) 各種成人検診

- ア 合併時は現行のとおりとする。
- イ 新市において、地域ごとに異なる死亡疾病割合や検診受診率の検証及び科学的根拠に基づいた新しい健康づくり事業の計画等に基づき、より効果のある検診体制・制度を検討する。
- (6) 各種検診個人負担金免除
 - 合併時は現行のとおりとし、「(5) 各種成人検診」の調整と併せて検討し、整合性を図る。
- (7) 乳幼児健診
 - ア 安心して子育てができるよう、地域性を生かした健診を引き続き実施する。
 - イ 健診対象月齢は、上田市及び丸子町の例により統一する。
- (8) 不妊治療助成事業
 - 丸子町の例により、新市の範囲に対象を拡大し実施する。

22 - 33 医療施設・医療関係事務の取扱い

- (1) 医療施設（産院・診療所）
 - 上田市産院及び武石村診療所は、新市に引き継ぎ、次のとおりとする。
 - ア 名称は「上田市産院」、「上田市武石診療所」とする。
 - イ 事業については現行のとおりとする。
 - ウ 各種文書料及び診断書料は、差異のないものは現行のとおりとし、差異のあるものは、上田市産院及び武石村診療所の中間の料金として別紙3に記載のとおり統一する。
- (2) 上田市小児初期救急センター
 - 上田市小児初期救急センターは新市に引き継ぎ、次のとおりとする。
 - ア 名称は「上田市小児初期救急センター」とする。
 - イ 事業については現行のとおりとする。
 - ウ 各種文書料及び診断書料については、上田市産院及び武石村診療所の統一した料金とする。
- (3) 救急情報ネットワークシステム
 - 現行のとおりとし、合併後に関係機関と協議し、新市に拡大し実施する。
- (4) 在宅当番医制
 - 関係機関と協議し、新市の範囲に対象を拡大し、実施する。

22 - 34 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税

次のとおり統一する。

ア 徴収方法は、上田市、丸子町及び真田町の例による。

イ 徴収月（徴収回数）は、上田市の例による。

ウ 税率は、合併年度は各市町村の税率とする不均一課税とし、合併時において医療費等の動向を見る中で、新市において必要額を算出し、合併の翌年度から税率を設定する。このとき、円滑な税率統一に向けて3年以内の不均一課税についても検討する。

エ 軽減は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による軽減率を適用する。

(2) 国民健康保険運営協議会

次のとおり統一する。

ア 任期は2年とする。

イ 委員定数は17人とし、選出区分は上田市の例により設置する。

（ア） 被保険者を代表する委員 5人

（イ） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人

（ウ） 公益を代表する委員 5人

（エ） 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(3) 出産・葬祭に関する給付

次のとおりとする。

ア 出産育児一時金は、現行のとおりとする。

イ 葬祭費は、上田市の例により統一する。

ウ 出産育児一時金の支給方法は、上田市、丸子町及び真田町の例により統一する。

【商工観光部門】

22 - 35 商工労政関係事業の取扱い

(1) 勤労者退職金共済掛金補助金

ア 勤労者の福祉の向上を図る中小企業退職金共済制度掛金の一部補助については、上田市の例により統一する。

イ 真田町において実施の事業主個人の福祉の向上に資する助成（小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づく共済掛金助成）は、合併時まで受付を行い、継続申請については、合併後も最長で申請から36か月の助成を継続する。

(2) 商工会議所・商工会補助金

中小企業を総合的にサポートする商工団体の活動を支援するため、次のとおり補助を行う。

- ア 合併時は現行のとおりとし、平成19年度までに各団体に交付していた補助金を合体し、補助金交付基準を統一する。
 - イ 交付基準においては、均等割・会員数割、成果主義、団体育成の視点、激変緩和措置、一部商工会等が統合した場合の特例などを導入する。
 - ウ 長野県の小規模企業支援施策の動向を踏まえ、各商工団体の主体的な統合が図られるよう、調整に努める。
- (3) 商工業各種団体補助金等
- 中小企業団体の特色ある活動や勤労者が安心して働くことができるよう、各種商工団体や勤労者団体の活動を支援するため、次のとおり補助等を行う。
- ア 次の補助金等については存続し、補助額・負担額の調整、成果主義の導入を行う。
 - (ア) 上田紬織物協同組合補助金
 - (イ) 長野県中小企業団体中央会上小支部補助金
 - (ウ) 長野県農民美術連合会補助金
 - (エ) 長野県中小企業振興公社負担金
 - (オ) 長野県雇用開発協会負担金
 - (カ) 上田職業安定協会負担金
 - (キ) 上田職業安定協会補助金
 - (ク) 工業振興会補助金
 - (ケ) 職工組合補助金
 - イ 次の補助金については存続し、団体への加盟促進、対象団体の拡大を図る。
 - (ア) 上田市商店会連合会補助金
 - (イ) 商工振興(組合)補助金
 - ウ 勤労者互助会補助金は、現行どおり存続し、組織統合時に再編する。
 - エ 次の補助金については、平成16年度をもって廃止する。
 - (ア) 青色申告会補助金
 - (イ) 法人会補助金
 - オ 次の補助金等については再編し、統一を図る。
 - (ア) 上小労働者福祉協議会補助金
 - (イ) 上小地区労働組合会議依田窪地域連絡協議会補助金
 - (ウ) 東信地区友愛連絡会丸子連絡協議会補助金
 - (エ) 上小高等職業訓練校補助金
 - (オ) 上小高等職業訓練校負担金

- (4) 小規模経営指導事業補助金
商工団体の主体的な活動を支援するため、商工会議所・商工会補助金と併せて調整を進め、合併時は現行のとおりとするが、平成19年度までには内容を精査し、商工会議所・商工会補助金に合算し、廃止する。
- (5) 商工業振興利子補給
中小企業の金利負担を軽減するための利子補給対象資金については、公益性の高いもの、他律的な因子に起因するものを基本とし、合併時に統合する。
- ア 公益性の高いもの
- (ア) 公害防止資金
 - (イ) 公共事業資金
 - (ウ) 空店舗対策資金
 - (エ) まちなみ整備資金
- イ 他律的因子に起因するもの
- (ア) 為替変動緊急対策資金
 - (イ) 倒産防止資金
 - (ウ) 合併臨時経費資金（新設）
- ウ 合併時まで廃止を含めて調整を図るもの
- (ア) 不況対策資金
 - (イ) 小規模企業者が経営の安定を図るための資金（制度融資一般資金、小企業等経営改善資金（マル経資金））
 - (ウ) 同和対策関連資金
- エ 合併時の利子補給受給者は、合併後も継続して受給可能とするよう経過措置を設ける。
- (6) 中小企業融資あっせん事務（市町村制度）
- ア 中小企業の円滑な資金調達を支援するため、上田市の制度融資内容を基本に、資金メニュー等を検討し、再編する。
- イ 同和対策関連資金については、長野県同和対策融資が平成16年度をもって廃止（一般資金の利用へ移行）することが決定されていることから、これを基本とし平成16年度で廃止し、一般施策へ移行する。
- (7) 商工業振興条例助成金
新市において新産業の創成、商工業者の育成及び企業立地の促進等を図るため、条例に基づき、次のとおり各種助成策を策定する。
- ア 上田市のみが実施している事業については、現制度を基本として事業内容を検討し、再編する。
- (ア) 高度化事業

- (イ) 店舗近代化事業
- (ウ) 商店街活性化計画策定事業
- (エ) 新技術等開発事業助成金
- (オ) 新産業創出グループ支援事業補助金

イ 個人（企業）給付事業については、助成内容を検討して統一する。

- (ア) 技能者養成施設設置事業
- (イ) 公害防止施設設置事業
- (ウ) 従業員福祉施設設置事業

ウ 2以上の市町村が実施している事業については、経過措置を施しながら、上田市の現制度を基本として助成内容を検討し、統一する。

- (ア) 共同施設設置事業（街路灯等）
- (イ) 工場及び研究機関等用地取得事業
- (ウ) 工場及び研究機関等設置事業

エ 真田町及び武石村で実施している固定資産税相当額等の助成については、新市において対象地域・事業を検討したうえで、新たに定める。

オ 国際規格審査登録事業については、対象企業（従業員数）、助成金額を調整し、平成18年度から再編する。ただし、平成17年度に申請の意向を示した丸子町の企業については、平成18年度は丸子町の制度を適用する。

カ 助成期間が複数年にわたる場合、合併前の該当者は引き続き対象とするよう経過措置を設ける。

22 - 36 観光関係事業の取扱い

(1) 観光関係各種団体補助金等

ア コンベンション協会・観光協会については、民間の発想、機動力及び地域の団体の特性を生かした統一組織の検討を行うとともに、関係団体の独自性を生かし、連携、協調のうえ、新市としての統一性のとれた観光戦略を構築し、これに基づく全般的な補助金等のあり方を検討する。

イ 次の補助金等については一本化等を図り、その他の補助金等については存続し、補助額等の調整、成果主義の導入を行う。

- (ア) 一本化を図るもの
 - a 上田観光コンベンション協会負担金
 - b 丸子町観光協会補助金
 - c 武石村観光協会補助金

- (イ) 新市で新たに加盟し負担するもの
 - a 上田地域観光協議会負担金
 - b 長野県観光キャンペーン推進協議会事業費負担金
 - c 東信州観光連盟負担金
 - d 新幹線上田駅観光案内所運営委員会負担金
 - e しなの鉄道沿線観光協議会負担金
 - f 上小温泉協会会費負担金
- (2) 観光イベント助成事業（負担金・補助金等）

現行の補助金等を継続しながら、新市としての新たな観光イベントについて検討を行う。
- (3) 市町村民まつり

現行の市町村民まつりを継続しながら、住民意向を踏まえ、新市としての新たな「まつり」について検討を行う。

【農政部門】

22 - 37 土地改良事業の取扱い

- (1) 土地改良事業分担金及び補助金については、各市町村がそれぞれの地域事情を考慮し、独自の地元分担率を確立しているため、早急な一元化は受益者への影響が大きく、合併後の事業需要や新市の財政を考慮した中で、調整期間を設けて新たな基準を策定する。
- (2) 土地改良事業（県営土地改良事業、中山間地域総合整備事業、土地改良施設維持管理適正化事業、県単土地改良事業、単独土地改良事業、小規模土地改良事業補助金、農地・農業施設災害復旧事業）については、次のとおりとする。
 - ア 新市において2年以内に新たな基準を策定し、統一する。
 - イ 新たな基準が策定されるまでに採択となった事業及び継続事業の地元分担率については、現行のとおりとする。ただし、新基準が現行を下回った場合には、新基準を適用する。

22 - 38 農林事業諸計画の取扱い

- (1) 地域農業マスタープラン

新市において、1年以内にマスタープランを策定する。
- (2) 農業振興地域整備計画

農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は現行のとおりとし、新市において土地利用計画の策定に併せて見直し、統一する。
- (3) 山村振興計画

新市において新たな計画を策定する。

22 - 39 農業関係補助金等の取扱い

- (1) 農業共済掛金補助金
上田市の例により統一する。
- (2) 有害鳥獣駆除対策事業補助金
 - ア 有害鳥獣駆除対策協議会は統一する。
 - イ 補助金等については、新市において1年以内に協議会構成団体と調整を図り統一する。
- (3) 農畜産物価格安定対策掛金補助金
 - ア 野菜、花卉については、新市において1年以内に各市町村での対象品目及び補助率の調整をし、統一を図る。
 - イ 果樹については、上田市及び丸子町の例により統一する。
 - ウ 畜産物については、武石村の例により統一する。
- (4) 施設園芸総合推進対策事業補助金
 - ア 対象作物については、上田市の例により統一する。
 - イ 補助内容、補助体系及び補助率については、対象作物を考慮し、統一を図る。なお、上田市の園芸振興事業については、新市に拡大し実施する。
- (5) 花卉推進品目導入事業補助金
対象品目、補助率等は、新市において1年以内に統一を図る。なお、新市において積極的に農業バイオセンターの活用を図る。
- (6) 農業用廃プラスチック回収処理体制確立事業補助金
現行のとおりとする。
- (7) 農業機械等導入事業補助金
上田市の例により統一する。
- (8) 農地流動化促進奨励補助金
上田市の例により統一する。
- (9) 振興組合活動交付金
農業組合（農事組合）農家組合に対する一般的な補助（配布依頼等に関するもの）については廃止する。ただし、生産調整に関しての補助は、水田農業構造改革対策事業の中に組み込む。
- (10) 中山間地域農業直接支払事業
国の補助事業が継続される場合においては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

22 - 40 農業関係利子補給事業の取扱い

- (1) 農業振興融資利子補給事業補助金
上田市の例を基本に地域の実情を考慮し、統一を図る。
- (2) 農業近代化資金利子補給事業補助金
上田市の例により統一する。
- (3) 農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金
現行のとおりとする。
- (4) 農業雪害対策資金利子補給事業補助金及び農作物等災害経営支援利子補給事業補助金
廃止する。なお、災害等による被害農家の救済については、新市で迅速に対応する。
- (5) 認定農業者育成推進資金利子補給事業補助金
廃止する。

22 - 41 農業振興事業等の取扱い

- (1) 農業支援センター
 - ア 農業支援センターの事業内容、組織及び構成等については、地域の活性化組合等への支援充実を図り、より活動が展開しやすいよう、新市において1年以内に関係機関と調整を図る。
 - イ 支援センターの活動経費等の補助については、新市において1年以内に組織の再編に併せ統一を図る。
- (2) 水田農業構造改革対策事業
新市において1年以内に調整し、統一を図る。
- (3) 水田農業推進委員会
地域事情を配慮するうえで組織等の調整をし、統一を図る。
- (4) 地産・地消推進
現行のとおりとする。なお、各地域の特色ある取組みを継続し、農作物直売所や加工施設、学校給食への提供など新市全体の流通体制の確立を図り、地産地消の組織化とともに積極的に推進していく。
- (5) 市町村民農園
 - ア 使用料については、現行のとおりとする。
 - イ 契約期間については、1年間とする。
 - ウ 土地賃貸借料については、標準小作料に準ずることでそれぞれ統一する。
- (6) 農業バイオセンター
現行のとおりとする。なお、新市において花卉の種苗だけでなく、地

産地消推進となるよう積極的に活用を図る。

22 - 42 林業振興関係の取扱い

- (1) 緑化推進事業
上田市の例により統一する。
- (2) 松くい虫防除対策事業
 - ア 現行のとおりとする。ただし、新市においては、国・県の補助動向を見ながら被害状況に応じメニュー等を検討し実施する。
 - イ 松くい虫防除対策協議会は、上田市の例により統一する。
- (3) 林産物販売事業
現行のとおりとする。
- (4) 市町村有林維持管理
 - ア 分収林については、現行のとおりとする。
 - イ 市町村有林の保護・経営管理委託契約については、関係団体と契約内容を協議し、新市において1年以内に調整を図る。
 - ウ 事業実施に伴う契約事務等については、新市において1年以内に調整を図り統一する。

【建設部門】

22 - 43 交通対策事業の取扱い

- (1) 廃止路線代替バス運行事業
合併時は現行のとおりとする。合併後、新市において地域ニーズを勘案のうえ、運行形態全体の見直しを行う中で、補助基準の調整を図る。ただし、車両購入費補助金については、合併時、上田市及び丸子町の例を基本に、中古のバス購入にも補助する新たな要綱を策定する。
- (2) 地域循環バス等運行事業
合併時は、現行のとおり運行する。合併後、早期にバス運行形態を総合的に見直し、新市の区域を広域的にカバーするバス運行等について検討する。
福祉施設送迎バスも現行のとおりとする。

22 - 44 道路関係事業の取扱い

- (1) 市町村道の取扱い
現在の市道・町道・村道は、新市に引き継ぐ。
合併時に、新市における市道の認定基準を新たに策定する。
- (2) 道路水路占用料

上田市及び丸子町の例を基本に統一する。ただし、真田町及び武石村の既占用物の占用料金については、合併後の更新時から徴収し、5年間で統一を図る。

(3) 除雪対策事業

合併時は現行のとおりとするが、合併後速やかに地域性を考慮した「新市除雪計画」を策定し、除雪の方針、基準、体制等の統一を図る。

22 - 45 土地開発公社の取扱い

- (1) 4公社のうち丸子町、真田町及び武石村の3公社を解散し、上田市の公社の定款を変更することにより新市公社とする。解散をする公社については、上田市の公社に債権を譲渡し、債務を引き継ぐ。上田市の公社は、債権を譲受し、債務を引き受ける。
- (2) 公社の組織・運営については、合併時に再編する。

22 - 46 都市計画事業の取扱い

(1) 都市計画

- ア 上田市と丸子町の都市計画区域及び都市施設は合併前に統一する。
- イ 合併後速やかに都市計画審議会を設置する。
- ウ 真田町及び武石村の都市計画区域設定については、住民意向を尊重しながら、新市の都市計画審議会の議を経て決定していく。
- エ 都市計画区域確定後、新たに都市計画マスタープランを策定する。

(2) 景観形成及び保全事務

上田市の景観条例を基に新市の条例を制定し、対応する。

22 - 47 公園緑地事業の取扱い

(1) 都市公園等

- ア 都市公園等及びその維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- イ 合併後の管理体制については、住民との協働による管理を視野に入れ検討する。

(2) 緑の基本計画

新市において、新たに「緑の基本計画」を策定する。

(3) 花と緑のまちづくり推進事業

- ア 合併時、各市町村で取り組んでいる事業は新市においても継続する。
- イ 合併後、地域の特性を考慮し、それぞれの事業を再編し、住民との協働を視野に入れ花と緑のまちづくり推進事業の拡大を図る。

22 - 48 公営住宅関係事業の取扱い

- (1) 公営住宅（使用料・入居募集）
 - ア 公営住宅は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
家賃の算定方法については、関係法令の規定に基づく現行のとおりとする。
 - イ 入居者募集については、関係法令の規定に基づき、新市全体で、上田市の例により定期的に公募により募集する。
- (2) 公営住宅整備及び事業計画
新市において新たに「住宅マスタープラン」及び「公営住宅ストック総合活用計画」を策定する。
- (3) 定住促進のための住宅建設補助等
合併時までには廃止する。

【上下水道部門】

22 - 49 上水道関係事業の取扱い

- (1) 水道料金
 - ア 合併時は現行のとおりとし、新市において上下水道審議会を新たに設置し、資産、経営状況、建設計画、料金体系等についての総合的な研究、検討を進め、料金は、合併後5年を目途に統一する。
 - イ 武石村の会計については、料金統一までに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用した企業会計にする。
 - ウ 上田市の県営水道及び丸子町の鹿教湯簡易水道は、経営団体が異なるため、現状どおりとする。
- (2) 新規加入（加入金）事務（上水道）
上田市の例を基本に統一する。
- (3) 賦課徴収（上水道・簡易水道）
 - ア 合併時は現行のとおりとするが、料金業務電算システムの段階的な統合に併せて調整する。
 - イ 漏水減免については、地中破裂の場合に限り漏水量の2分の1を減免する。
 - ウ 口座振替の促進とともにコンビニエンスストアでの収納など、納付機会の向上に努める。
- (4) 配水管等工事負担金（上水道）
 - ア 徴収基準を定め一定額を徴収する。
 - イ 口径等増強経費は、上田市の例により統一する。

- (5) 上水道審議会
上下水道事業に関し必要な事項を調査及び審議するため、上下水道審議会を設置する。

22 - 50 下水道関係事業の取扱い

- (1) 下水道使用料
ア 合併時各会計は現行のとおりとし、合併後3年を目途に、上田市の例に合わせ会計を統一し、地方公営企業法適用化を図る等、事業の透明性を高める。
イ 使用料は、合併時は現行のとおりとし、新市において、経営状況を推計したうえで、適正な使用料水準を定め、段階的改定に努めながら、特別の事情を除き、合併後5年を目途に統一する。
- (2) 下水道受益者負担金・分担金
ア 負担金等は現行のとおりとする。ただし、農業集落排水事業については、合併後の早い時期に統一を目指し協議する。
イ 収納方法は、分割納付を原則とするが、一括納付も認める。
ウ 報奨金制度は、合併時に廃止する。
- (3) 排水設備資金融資利子補給
丸子町の例を基本に統一する。
- (4) 賦課徴収（下水道）
ア 合併時は現行のとおりとするが、料金業務電算システムの段階的な統合に併せて調整する。
イ 受益者負担金・分担金の納期は、上田市の例を基本に統一する。
ウ 口座振替の促進とともにコンビニエンスストアでの収納など、納付機会の向上に努める。
- (5) 下水道審議会
上下水道事業に関し必要な事項を調査及び審議するため、上下水道審議会を設置する。

【教育部門】

22 - 51 小・中学校の取扱い

- (1) 小・中学校の名称及び運営
ア 現行のまま新市に引き継ぐ。
イ 今後も次代を担う子どもたちを育成するため、地域・家庭との連携を図りつつ、時代の要請に対応した教育方針に基づき特色ある学校運営に努める。

(2) 通学区域

合併時は現行のとおりとし、合併後、児童・生徒数の推移や地域の状況等を勘案し、地域住民の意向を尊重して全体の見直しも検討する。

現在通学区域の変更を検討している上田市立浦里小学校の通学区域については、合併後も継続して検討を行う。

(3) 学校給食

ア 合併時、調理方式及び給食費については、現行のとおりとする。

イ 合併後、地域性を考慮した調理方式のあり方を研究していく。

ウ 老朽化した施設については、早急に整備計画を策定する。

エ 今後も栄養バランスのとれた豊かな食事の提供、地元産の食材の使用に努める。

22 - 52 公立幼稚園の取扱い

(1) 現行のとおりとし、新市に引き継ぎ運営する。

(2) 授業料については新市の保育料の取扱いを、授業時間及び特別保育については、新市の保育所運営事業の取扱いを準用する。

22 - 53 私立学校等助成事業の取扱い

私立学校等助成事業については、次のとおりとする。

(1) 幼稚園就園奨励費補助金は、現行のとおりとする。

(2) 幼稚園運営費補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内を目途に補助基準を統一する。

(3) 幼稚園通園バス利用補助金は、合併時は現行のとおりとし、合併後、保育園通園バス補助事業に併せて検討する。

(4) 私立学校等補助金は、上田市の例により統一する。

22 - 54 奨学金制度の取扱い

奨学金制度については、合併時は現行のとおり現市町区域において現在の制度を実施し、合併後、3年を目途に制度のあり方を検討する。

22 - 55 学校教育関係事業等の取扱い

(1) 通学費補助金（小・中学校、高等学校）

ア 小・中学校の児童・生徒に対する通学費補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、早急に新たな基準を策定し統一する。

イ 高等学校の生徒に対する通学費補助金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、地域の実情を勘案し、調整を図る。

- (2) P T A 補助金
 - ア 新市の P T A 連合会の活動経費について、上田市の例により補助金を交付する。
 - イ 各小・中学校 P T A への補助金は、廃止する。
- (3) 学校評議員
 - 上田市の例により新市の全小・中学校に設置する。
- (4) 心の教室相談員事業
 - 新たな配置基準を設け、全小・中学校に相談員を配置する。
- (5) 中間教室事業
 - 上田市の例により事業を実施する。ただし、武石村「ふれあい教室」については、関係自治体等と調整のうえ実施する。
- (6) 特色ある学校づくり事業補助金
 - 校技スキー活動補助金及び課外活動指導補助金も含め、各小・中学校の特色が活かせるよう、新たな交付基準を策定し実施する。

22 - 56 児童館等の取扱い

- (1) 児童館運営事務
 - ア 合併時は現行のとおりとし、合併後、運営を委託する方向で検討し、開設時間、開館日等の運営内容については、地域の実情を考慮のうえ調整する。
 - イ 施設、設備については、合併後、新市の次世代育成支援行動計画に基づき、地域の実情に応じて整備をしていく。
- (2) 放課後児童クラブ
 - ア 合併時は現行のとおりとし、合併後、運営を委託する方向で検討し、開設時間、開館日等の運営内容については、地域の実情を考慮のうえ、上田市の例を基本に統一する。
 - イ 保育料は徴収することとし、金額については、合併時は現行のとおりとし、合併後調整を図る。
 - ウ 施設、設備については、合併後、新市の次世代育成支援行動計画に基づき、地域の実情に応じて整備をしていく。

22 - 57 生涯学習施設の取扱い

- (1) 市民会館・文化会館、博物館等施設、生涯学習施設
 - ア 新市において引き続き運営を行う。
 - イ 管理については、より良いサービスを効果的に住民に提供する観点から随時見直しを行い、実施する。

(2) 公民館施設

- ア 地域の生涯学習の拠点として新市に引き継ぎ運営する。
- イ 管理については、より良いサービスを効果的に住民に提供する観点から随時見直しを行い、実施する。
- ウ 休館日、開館時間については、合併時に上田市の例を基本に統一する。

22 - 58 生涯学習関係事業等の取扱い

(1) 生涯学習基本構想

- ア 新市の住民が自主的な学習を通じて豊かな教養を高め、人との交流によりきずなを深め、充実した生涯を送ることができるよう、地域の特性を踏まえ、生涯学習事業の充実を図る。
- イ 新市において策定委員会を設置し、新たな生涯学習基本構想を速やかに策定し、事業を実施する。

(2) 公民館事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、各公民館の特徴を活かしながら実施し、更に地域住民の要望を反映した事業を推進する。

(3) 公民館分館

- ア 分館活動は、地域に根ざした公民館活動を推進する原動力であるため、新市において引き継ぎ運営する。
- イ 分館の委嘱役員構成及び分館活動に対する補助金・交付金については、合併時現行どおりとし、合併後3年以内に地域の実情を勘案しながら統一に努めるものとする。

(4) 青少年健全育成事業（公民館事業除く）

- ア 各事業は、現行の内容を基本に新市において継続する。
- イ 青少年の健全育成を推進する各組織体制については、合併後2年以内に上田市の例を基本に調整し設置する。
- ウ 育成会の補助金については、上田市の例により統一する。

(5) 成人式

上田市の例を基本に、合併時より会場分散方式により実施する。

(6) 文化財保護事業

- ア 国・県指定の文化財については、全て現行のまま新市へ引き継ぐ。
- イ 市町村指定の文化財については、現行のとおり新市において新たに指定する。
- ウ 補助金については、合併後3年以内に新たな交付基準を策定し、統一する。

- (7) 文化振興イベント（公民館事業除く）
 - ア 上田市及び丸子町に定着、継続している大規模イベントについては、現行の内容を基本に調整し、新市において継続する。
 - イ その他の文化芸術振興イベントについては、現行の内容を基本に、新市において継続する。
- (8) 文化協会活動補助金
 - 合併時は現行のとおりとし、合併後３年以内に新たな補助金交付基準を定め統一を図るとともに、組織の統合に努める。

22 - 59 体育関係事業の取扱い

- (1) 体育施設
 - ア 新市において引き続き運営を行う。
 - イ 使用期間・時間、申込方法、管理方法等については、合併時は現行のとおりとし、合併後３年以内に再編し統一する。
- (2) 学校施設開放
 - ア 新市において引き続き運営を行う。
 - イ 施設使用料は無料とし、電灯料は上田市の例を基本に統一する。
 - ウ 使用日、申込方法、管理方法等については、合併時は現行のとおりとし、合併後３年以内に再編し統一する。
- (3) 各種スポーツ大会・スポーツ教室
 - 合併時は現行のとおりとし、統合可能なものについては統合を図り、合併後３年以内に再編し統一する。
- (4) 体育協会補助金
 - ア 体育協会の補助金・負担金は、合併時は現行のとおりとするが、合併後新たな交付基準を策定し統一する。
 - イ 協会組織については、合併後に、団体の意向を踏まえ、統合に向けて調整に努める。

22 - 60 図書館事業の取扱い

- (1) 図書館、図書室及び移動図書館車等の施設は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- (2) 休館日及び開館時間は、現行のとおりとする。ただし、丸子町立金子図書館及び真田町図書室の閉館時間は、上田市立図書館の例により統一する。
- (3) 移動図書館車については、合併時は現行のとおりとするが、合併後に住民ニーズ等の状況を見ながら運行について見直しを行う。

- (4) 丸子町立金子図書館、真田町図書室及び武石村公民館図書室は、施設整備を研究・検討する。

本協定書に定められた事項については、これを遵守するものとする。ただし、国・県の制度改革又は社会情勢の変化等により、これにより難しい場合にあつては、必要に応じ地域協議会の意見を聴く等、関係住民の意向も踏まえ、新市において制度のあり方等を十分検討し、調整する。

別紙1 (「5 財産の取扱い」関係)

武石村に新たに設置する財産区の所在及び地積

字	地番	地積 (㎡)	字	地番	地積 (㎡)
田之入	437-1	38,252.00	所沢山	1996-10	7,698.00
田之入	437-2	38,770.00	所沢山	1996-11	2,168.00
田之入	437-3	35,029.00	所沢山	1996-13	69,969.00
田之入	437-4	27,208.00	所沢山	1996-14	1,111.00
田之入	437-5	19,593.00	所沢山	1996-15	642.00
田之入	438-2	38,568.00	常滑	1215-9	543.00
田之入	438-3	24,400.00	常滑	1215-10	225.00
上平	1942-1	66.00	常滑	1215-11	332.00
上平	1942-8	135.00	常滑	1215-12	416.00
上平	1942-9	142.00	常滑	1215-13	1,493.00
上平	1942-11	1,953.00	常滑	1215-14	415.00
上平	1942-13	329.00	常滑	1215-16	467.00
上平	1942-14	323.00	常滑	1215-17	481.00
藤沢	1943-1	19,789.00	常滑	1215-19	208.00
藤沢	1943-4	30,942.00	常滑	1215-21	1,260.00
藤沢	1943-5	101,880.00	常滑	1215-22	390.00
藤沢	1943-6	4,933.00	常滑	1215-23	74.00
藤沢	1943-17	1,535.00	常滑	1215-24	3,427.00
藤沢	1499-1	112,306.00	常滑	1215-32	271.00
藤沢	1499-9	125,667.00	常滑	1215-33	36.00
藤沢	1499-17	66,607.00	常滑	1215-34	1,330.00
藤沢	1499-18	979.00	常滑	1215-37	1,028.00
藤沢	1499-23	1,557.00	常滑	1215-38	1,607.00
藤沢	1499-24	173.00	常滑	1215-39	254.00
藤沢	1499-25	336.00	常滑	1215-42	640.00
所沢山	1996-1	21,186.00	常滑	1215-43	487.00
所沢山	1996-2	75,989.00	常滑	1215-44	83.00
所沢山	1996-6	60,197.00	常滑	1215-46	347.00
所沢山	1996-7	422.00	常滑	1215-48	378.00
所沢山	1996-8	43,907.00	常滑	1215-49	456.00
所沢山	1996-9	9,177.00	常滑	1215-50	683.00

字	地番	地積 (m ²)	字	地番	地積 (m ²)
常滑	1215-51	122.00	巢栗	2384-73	12,965.00
常滑	1215-52	251.00	巢栗	2384-75	154,152.00
常滑	1215-54	167.00	巢栗	2384-94	3,017.00
常滑	1215-56	246.00	巢栗	2384-96	36,503.00
常滑	1215-58	347.00	巢栗	2384-99	11,436.00
常滑	1215-64	610.00	巢栗	2384-101	90,777.00
常滑	1215-65	1,268.00	巢栗	2384-103	10,158.00
常滑	1215-67	520,437.00	巢栗	2384-104	14,504.00
常滑	1215-170	35,674.00	巢栗	2384-119	48,726.00
道巢	1259-2	188,175.00	巢栗	2384-145	2,142.00
小山沢	653-1	60,755.00	巢栗	2384-147	598.00
小山沢	653-2	61,531.00	巢栗	2384-161	285.00
小山沢	653-4	250.00	内之山	2387-14	198,544.00
小山沢	660-2	17,031.00	内之山	2387-15	4,694.00
赤山	639	6,625.00	内之山	2387-72	2,354.00
赤山	640-3	36,994.00	内之山	2387-79	84,122.00
屏風山	661-1	36,580.00	崩口	52-13	38,896.00
松林口	700-7	24,785.00	崩口	55-1	50,535.00
松林口	701-1	121,539.00	上原	571-3	245,896.00
松林口	701-2	176,370.00	日向宿小屋	571-16	133,477.00
巢栗	2380-66	567,342.00	日向宿小屋	573-1	359,115.00
巢栗	2380-130	17,319.00	日向宿小屋	573-3	131,751.00
巢栗	2380-133	75,453.00	日向宿小屋	573-4	409,485.00
巢栗	2380-134	6,179.00	日向宿小屋	573-5	384,373.00
巢栗	2380-136	16,139.00	日陰宿小屋	580-11	745,761.00
巢栗	2384-1	115,457.00	日陰宿小屋	580-14	219,377.00
巢栗	2384-21	223,512.00	日陰宿小屋	580-15	11,908.00
巢栗	2384-22	492,866.00	宿小屋	586-9	585,665.00
巢栗	2384-23	35,961.00	保代	971-1	79,007.00
巢栗	2384-64	10,358.00	保代	973-1	139,467.00
巢栗	2384-65	3,147.00	保代	973-2	379,341.00
巢栗	2384-67	30,652.00	保代	973-3	2,076.00
巢栗	2384-70	57,566.00	保代	973-6	208,473.00

字	地番	地積 (m ²)	字	地番	地積 (m ²)
保代	973-7	159,405.00	トキノス	1008-1	64,132.00
保代	974-口	251.00	トキノス	1008-2	19,520.00
保代	982-4	1,629.00	トキノス	1008-7	121,525.00
保代	982-5	56.00	東替	1011-2	142,248.00
保代	982-6	1,742.00	ホドガイ	1027-ホ	28,925.00
保代	982-7	13.00	ホドガイ	1027-二-1	16,363.00
保代	982-8	3.30	ホドガイ	1028	3,471.00
保代	982-9	9.91	ホドガイ	1029	133,884.00
保代	982-10	3.30	親嶽	1068-1	632,019.00
保代	982-11	3.30	追之窪	1078-4	141,561.00
保代	982-12	3.30	宝松	1039-1	234,867.00
保代	982-13	3.30	宝松	1039-2	4,958.00
保代	982-14	3.30	宝松	1039-3	719,226.00
保代	1070-1	2,919.00	宝松	1039-4	19,305.00
保代	1070-2	56.00	宝松	1039-6	348,431.00
六六	1115-1	48,145.00	宝松	1039-9	2,371.00
六六	1115-2	527.00	小倉	1040	92,561.00
六六	1115-3	62.00	小倉	1041-1	14,876.00
六六	1115-6	82.00	小倉	1041-2	29,256.00
六六	1115-7	367.00	小倉	1041-3	12,936.00
六六	1115-8	141.00	小倉	1041-4	34,710.00
六六	1115-9	125.00	餅ヶ沢	1045-口	20,826.00
六六	1115-11	263.00	餅ヶ沢	1046	49,090.00
六六	1115-12	97.00	餅ヶ沢	1047-イ	2,975.00
六六	1115-29	1,237.00	餅ヶ沢	1047-口	15,867.00
六六	1115-30	1,350.00	餅ヶ沢	1047-八-1	45,289.00
六六	1115-33	34,992.00	地免坊	1080-2	49,351.00
六六	1115-34	7,177.00	地免坊	1080-3	4,864.00
六六	1115-35	14,957.00	地免坊	1084-3	50,669.00
六六	1115-36	83,117.00			
小谷嶽	377-4	185,561.00			
トキノス	1007	1,983.00			
合 計					12,344,916.71

地域自治センター構想

1 構想策定の背景

当地域では、急速に進む少子高齢化、人口や労働力の減少による地域活力の低下、厳しい財政状況といった社会経済情勢の中で4市町村が力を合わせて自治体基盤を強化し、自らの力で自立的、持続的発展を目指すため合併協議を進めています。

合併協議では、地域住民のニーズに的確に対応できる体制を構築するとともに、今まで積み重ねてきた地域のまとまりを大切にしながら地域全体の発展を目指す分権型合併を検討しています。

分権型合併を進めるにあたっては、住民の不安や懸念に対する対応、住民と行政の協働（共にまちづくりを行う。）による住民自治のあり方とともに、支所機能を充実させながらも、合併による行政の効率化、スリム化を図るという視点も踏まえ検討しています。

こうした課題に対応しながら、新しい時代の地域づくりを進めるため、この合併に合わせ、新たな制度として地域自治センター構想を提唱しています。

2 基本的な考え方（旧市町村ごとの地域自治センターの位置付け）

<別表1 地域自治センターの機能図参照>

(1) 丸子町・真田町・武石村については、町及び村を一つの区域とし、旧役場の庁舎を地域自治センターとします。

ア 地域自治センターは、現在の町及び村で行っている住民に身近な仕事のほとんどを行ったり、地域振興や地域課題に対応する業務を行います。

イ 生涯学習（公民館活動等）や地域福祉などの住民に必要な施設を配置します。

ウ 地域協議会を置き、住民と共にまちづくりを行います。

エ 住民自治の推進やコミュニティ活動の拠り所となる施設を設け、その育成及び支援を行います。

(2) 上田市については、豊殿、塩田、川西の3支所及び本庁に地域自治センターを設置します。その地域自治センターの総合支所機能については、現行行政制度の中で必要な整備を図ります。

3 合併後の設定区域ごとの課題解決と行政事務の執行

<別表2 地域自治センターと本庁の業務分担図及び別表3 地域自治センターと本庁の業務区分表参照>

(1) 旧町村の地域自治センターに総合支所を置き、次のような仕事をを行います。

ア 総合支所は、本庁において処理したほうが良い次の業務や事務₁を除き、住民に身近な業務₂のほとんどを行います。

1 本庁業務 ・ ・ ・ ・ ・ 総合的な管理部門、専門性の高い業務、大規模な事業（複数の区域にまたがる事業や基幹的な施設の建設等）一括処理に適する業務

2 住民に身近な業務 ・ ・ ・ 窓口事務（届出、証明の交付等）や住民の身近な相談
健康、福祉、環境など住民生活に直結する事務
地域の道路、水路などの改修及び現場や現地で行う緊急工事など中規模以下の工事
農林業、商工業など地域の産業振興に必要な仕事
生涯学習、地域のスポーツ・文化活動、子ども教育に関する仕事
地域防災、火災等緊急時の対応など

イ 住民自治活動の育成・支援を行います。

ウ 地域協議会を中心に行う地域の重要課題の解決など、住民と行政が役割分担をしながら共にまちづくりを進めます。

エ 地域自治センターに配置する施設の管理を行います。

(2) 総合支所に、自治会や区などとの連携や、住民と一緒にまちづくりを進める「地域振興部門」を置きます。<別表4 地域自治センター組織関連図参照>

なお、合併までに各市町村の業務を調査のうえ、課の配置を決定します。

(3) 旧町村の地域自治センターにセンター長を置きます。

ア センター長は総合支所長を兼ね、部長相当職の一般職が担当します。

イ 市の重要施策、予算等を決定するための機関（仮称 政策会議）や議会に出席します。

ウ 予算要求権及び執行権を持ち、予算の要求、執行にあたっては、地域協議会の意見を反映させます。

(4) 予算要求の方式については、次のとおりとします。（要求の方式は、別表5及び別表6のイメージを参考に合併までに確立します。）

ア センター長は、地域独自の振興事業や課題に対応する事業について、予算要求を行います。

イ センター長は、地域自治センターで行う業務に係るほとんどの予算の執行を行います。

(5) 地域自治センターの業務の実施にあたっては、必要な職員を配置します。

ア 旧町村にあっては、当面の業務量を概ね現行の7割と試算しています。

イ 順次、業務の点検や見直しを行い、本庁のスリム化と地域自治センターの支所機能のあり方を検討していきます。

- (6) 旧上田市に設置される地域自治センターについては、3支所及び本庁における現行行政制度の中で総合支所機能の必要な整備を図るとともに、自治会、振興会など地域の住民組織と地域協議会の設置及び地域課題の解決の方法について検討します。

4 本庁の機能及び組織

- (1) 現在のの上田市役所を本庁とします。

- (2) 本庁は、地方分権、少子高齢化などの行政課題に迅速且つ的確に対応するため、行財政基盤の強化や政策立案能力の向上に努めます。

- (3) 新市の一体的な推進に向け、政策の方向付けを行います。

- (4) 次に掲げるような総合的な管理部門、専門性の高い業務、大規模な事業、一括処理に適する業務などを行います。

ア 広域業務、新市の重要施策、総合計画、各種政策の企画立案

イ 人事、予算、決算、条例整備、各種事務事業の制度管理や補助金業務のほか一括管理や処理に適した業務

ウ 市全体に係る広報広聴、財源の確保、財産・基金の管理、会計業務

エ 議会及び教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員などの行政委員会に関する業務

オ 複数の区域にまたがる事業や基幹的な施設の建設などの大規模事業

- (5) 各部局間及び地域自治センターとの調整を行う総合調整機能、並びに各部局内の予算、人事、本庁と地域自治センターとの調整などを行う機能については、合併時までに最終的なあり方を検討します。

- (6) 市の重要施策や予算などの意思決定機関として「(仮称)政策会議」を置きます。

(仮称)政策会議は、市長、助役、収入役、教育長、公営事業の管理者、各センター長及び総務、財政、総合調整担当等の関係部課長で構成します。

5 地域住民の要望の把握、課題解決のための住民組織 <別添資料1>

- (1) 地域自治センターごとに地域協議会を置き、引き続き上田市の地域協議会の設置単位を検討します。
- (2) 地域協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に規定する地域審議会及び地方自治法第202条の5に規定する地域協議会の機能を包含した次のような役割を持ちます。
 - ア 地域住民等の意見や要望を集約して、行政に反映させます。
 - イ 地域に係る事項について市長等からの諮問に対し、審議し、答申を行います。
(当該地域に係る建設計画の変更等に関する事項などです。)
 - ウ 住民自治や住民と行政との協働の推進を行います。
(地域振興計画の策定、協働にあたっての実践策の検討、提言などです。)
- (3) 地域協議会の組織は、次のとおりです。
 - ア 地域協議会に会長及び副会長を置きます。
 - イ 地域協議会の委員は20人以内とし、市長は地域の様々な意見が行政に反映されるよう考慮し、地域住民の中から選任します。任期は2年間とし、再任を妨げないこととします。(選任方法については、自治会・区など各種団体の推薦、公募などとします。)
 - ウ 地域協議会の事務局は、当面総合支所が行います。
- (4) 市長等は地域の重要事項の決定等にあたっては、地域協議会の意見を聞くこととします。

6 地域自治センターの住民拠点機能

上記のほかに、地域住民の拠り所となる機能を検討し、順次整備を行います。

- (1) 住民や地域の団体等が、生涯学習や地域福祉をはじめとする様々なまちづくり活動を行う拠点を設けます。
- (2) 活動拠点の運営は、当面総合支所が行い、将来的には地域協議会や住民自治組織(住民や団体で構成するコミュニティ実践組織)等が行います。

7 地域自治センターの法律上の位置付け

地域自治センター、総合支所、地域協議会などの仕組みを、期限を設けず、新市の独自制度として、条例により定めます。

8 地域自治センターの名称

地域自治センターは住民と行政の協働のための施設の名称とし、それぞれ次のとおりとします。

- (1) 上田地域自治センター
- (2) 豊殿地域自治センター
- (3) 塩田地域自治センター
- (4) 川西地域自治センター
- (5) 丸子地域自治センター
- (6) 真田地域自治センター
- (7) 武石地域自治センター

9 将来の住民自治、コミュニティの充実

- (1) 将来的には、自分達の暮らす地域は自分達が受け持つという、住民と行政の協働の単位を「住民自治区」として設定し、住民自治区内の住民、自治会や区、地域振興団体、育成会など地域の活動する団体が集い、まちづくりや提供サービスを考え、実践するための住民自治組織を立上げ、コミュニティ活動の展開を促していきます。
- (2) 住民自治組織の立ち上げなどにあたり、地域協議会や地域自治センターとの連絡調整を行う職員の派遣又は担当職員制の導入とともに、住民自治を推進するための(仮称)住民自治基本条例の制定を検討します。

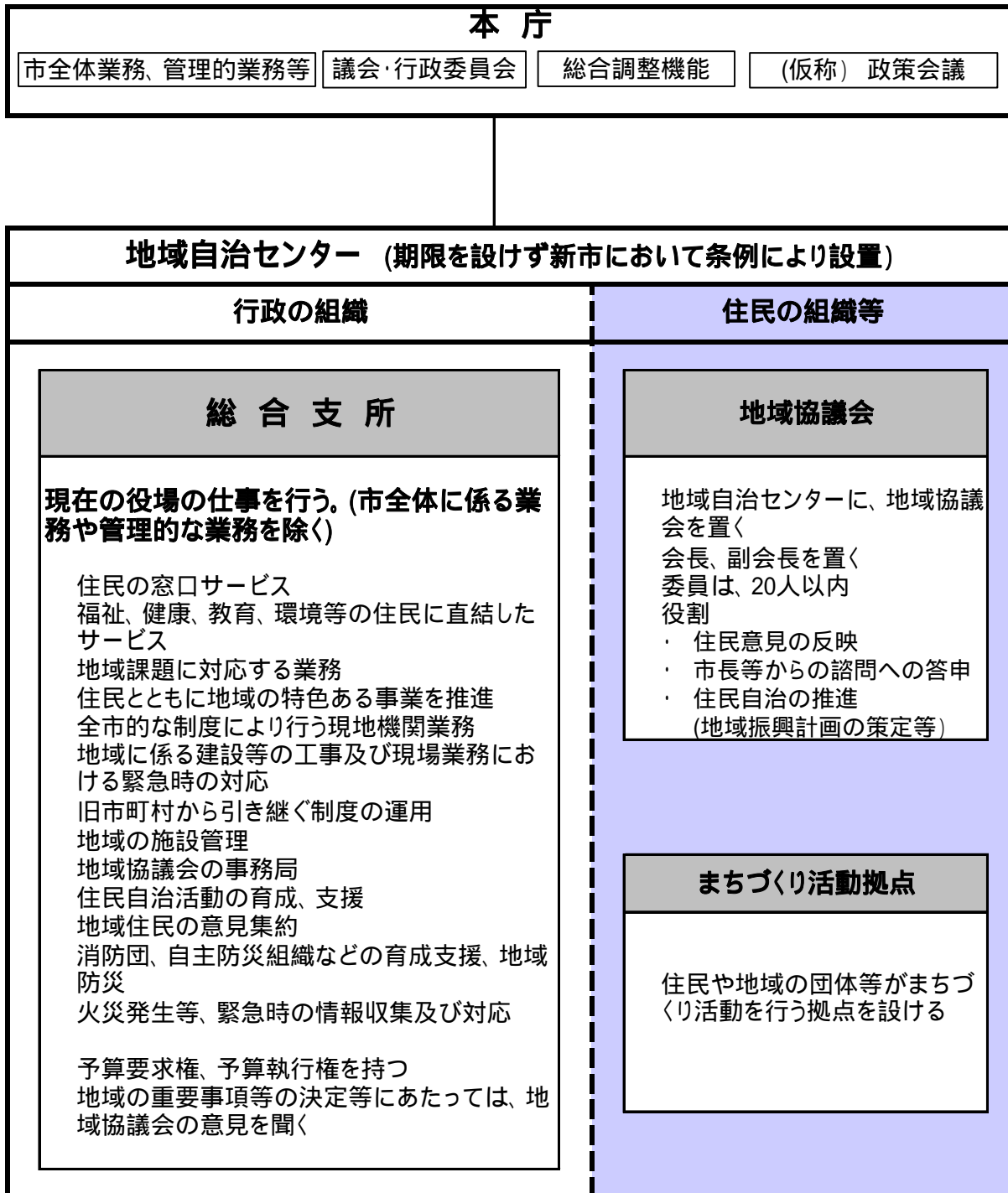
参考

- 別表1 地域自治センターの機能図(イメージ)
- 別表2 地域自治センターと本庁の業務分担図(イメージ)
- 別表3 地域自治センターと本庁の業務区分表(イメージ)
- 別表4 地域自治センター組織関連図(イメージ)
- 別表5 本庁組織関連図(イメージ)
- 別表6 予算要求の流れ(イメージ)

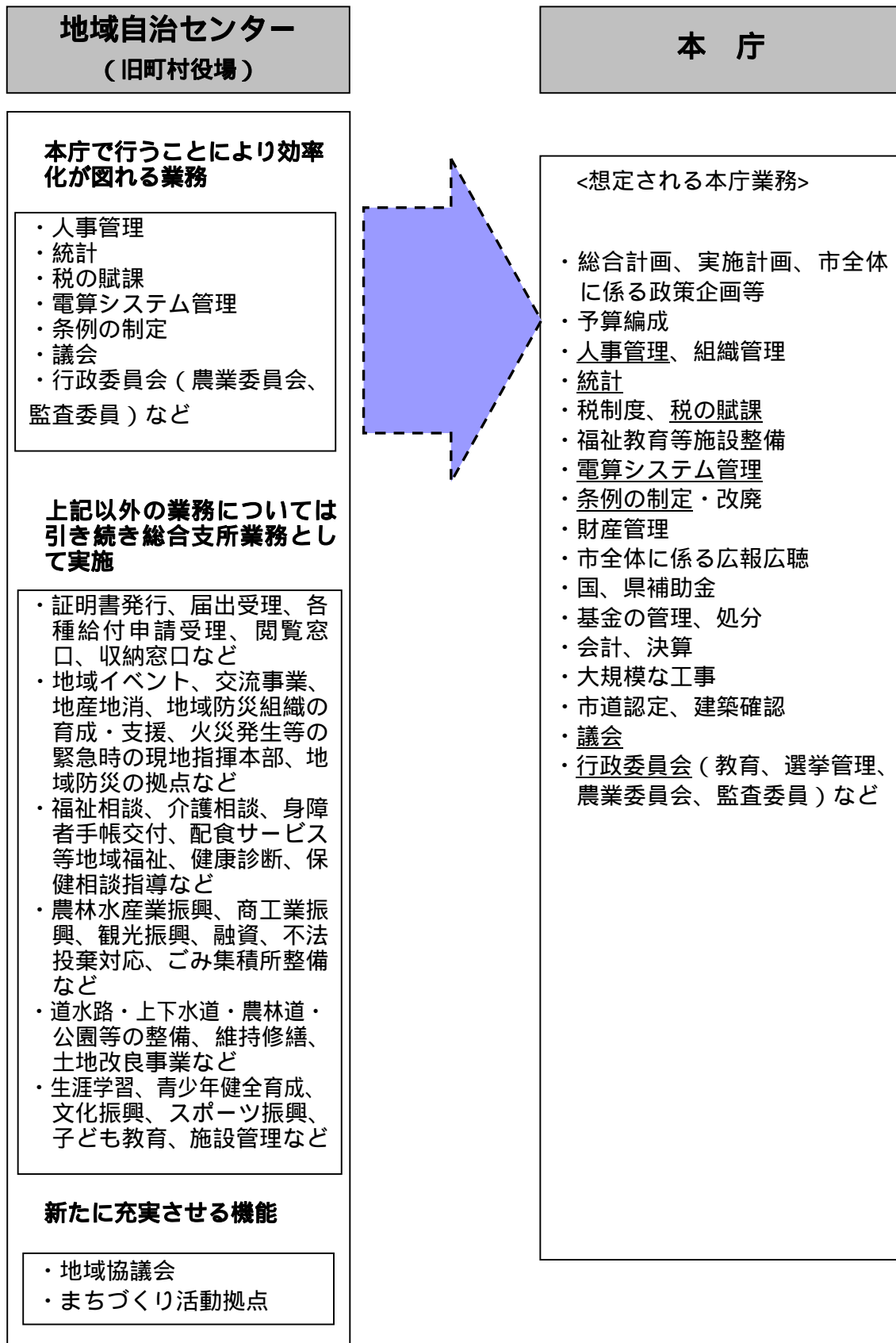
- 資料1 地域協議会に関する事項

参考

別表1 地域自治センターの機能図【合併時のイメージ】



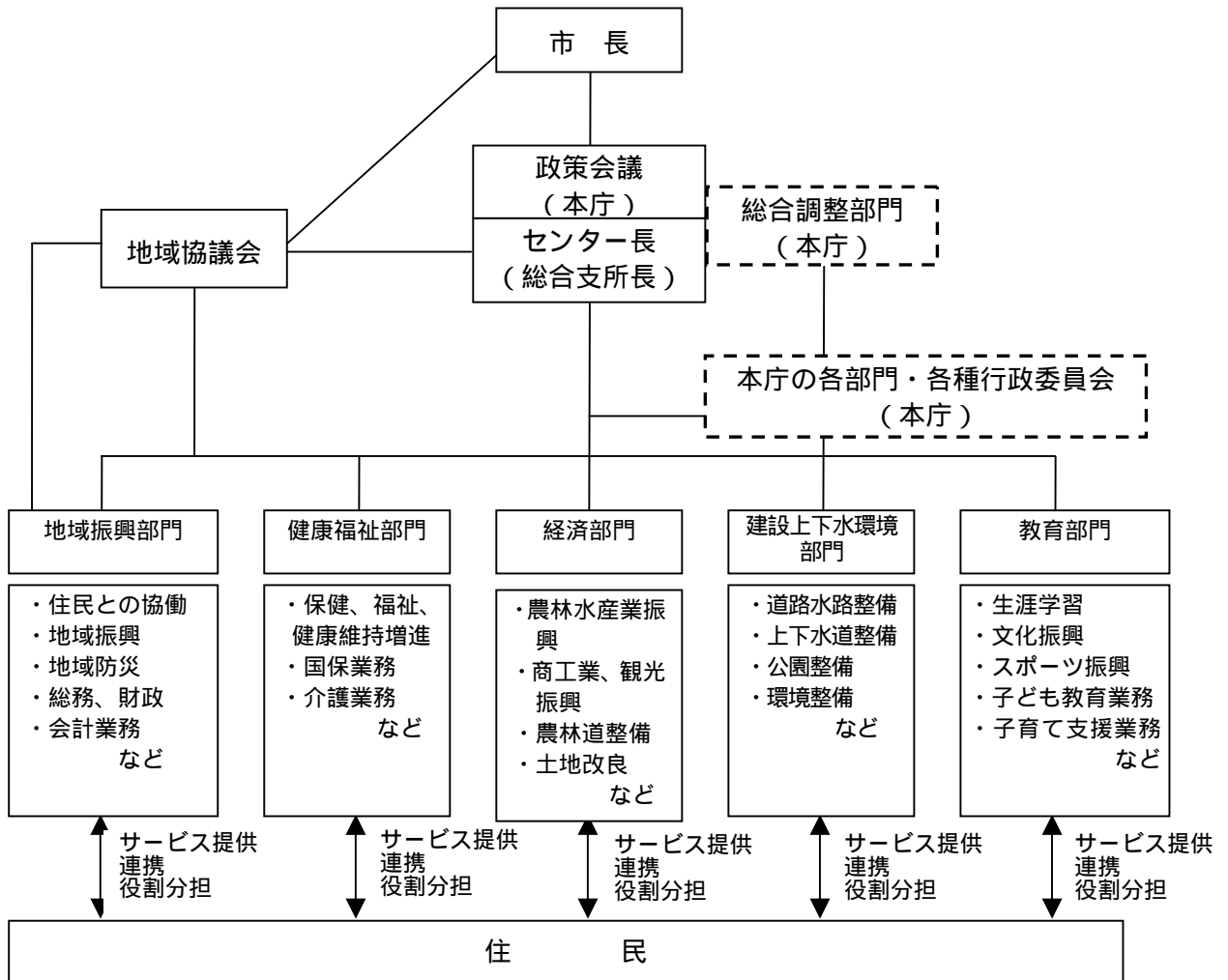
別表2 地域自治センターと本庁の業務分担図（イメージ）



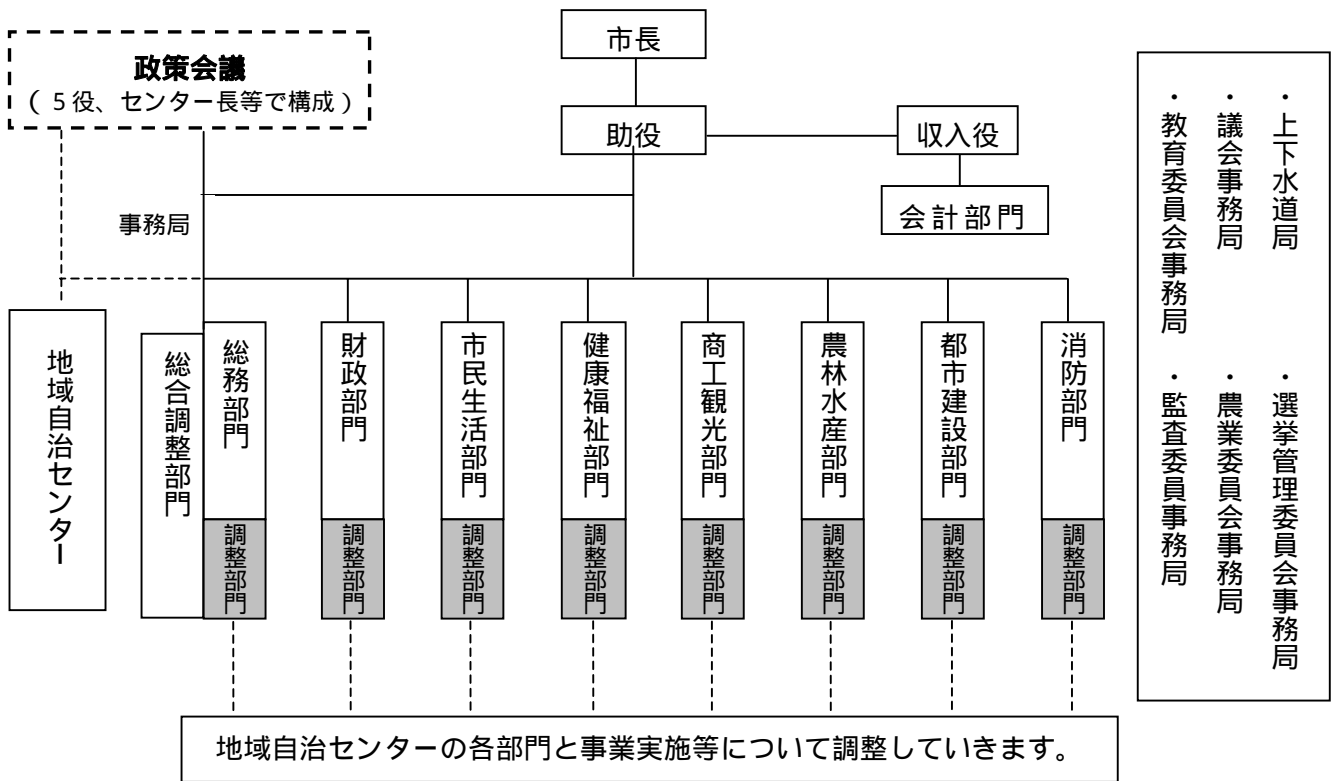
別表3 地域自治センターと本庁の業務区分表（イメージ）

業務内容	地域自治センター	本庁
住民に密着した業務		
住民の利便性に配慮する必要がある業務		
住民の参加機会の多い業務		
地域の特定課題・需要に関する業務		
現場に係る業務		
住民活動、団体活動の育成・支援業務		
市全体に係る業務		
専門性の高い業務		
効率化が期待できる間接業務		
広域に係る業務		
国、県（補助金等）に係る業務		
地域自治センターとの調整業務		

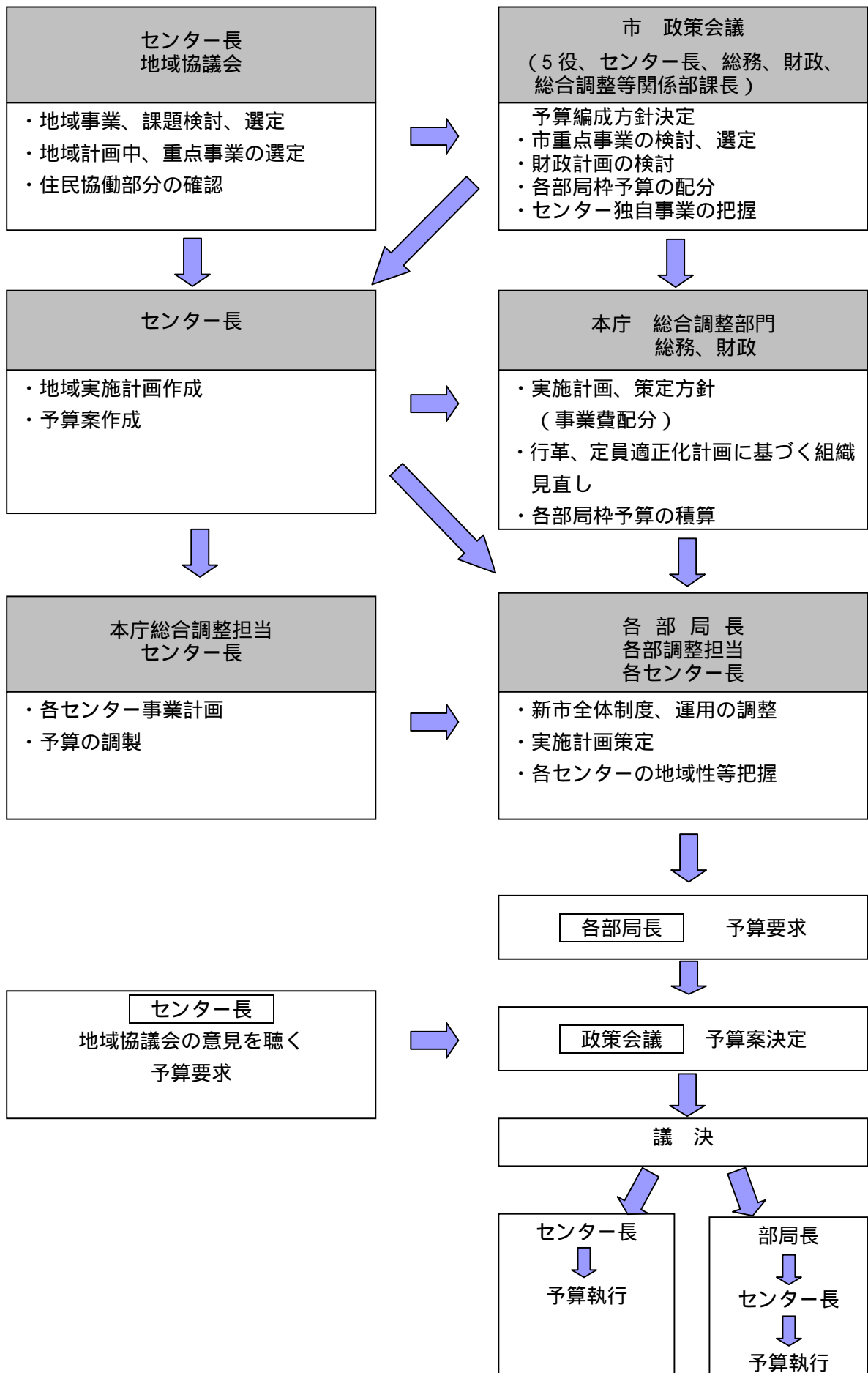
別表4 地域自治センター組織関連図（イメージ）



別表5 本庁組織関連図（イメージ）



別表6 予算要求の流れ(イメージ)



資料 1

地域協議会に関する事項

【設置】

地方自治法第138条の4第3項の規定により、地域の振興を図るため、次のとおり地域協議会を置く。

名称	設置区域
上田地域協議会	合併前の上田市の区域のうち、旧豊殿村、旧塩田町及び旧川西村を除く区域
豊殿地域協議会	合併前の上田市の区域のうち、旧豊殿村の区域
塩田地域協議会	合併前の上田市の区域のうち、旧塩田町の区域
川西地域協議会	合併前の上田市の区域のうち、旧川西村の区域
丸子地域協議会	合併前の丸子町の区域
真田地域協議会	合併前の真田町の区域
武石地域協議会	合併前の武石村の区域

【所掌事務】

- 1 地域協議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長その他の市の機関の諮問に応じて、審議し、答申するものとする。
 - (1) 新市建設計画の変更等に関する事項
 - (2) 上記に掲げるもののほか、市長その他の市の機関が必要と認める事項
- 2 地域協議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
 - (1) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (2) 市の事務処理に当たっての当該区域内に住所を有する者及び団体との連携の強化に関する事項
 - (3) 上記に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 3 市長その他の市の機関は、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって当該区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴くものとする。
 - (1) 合併協議項目の合意事項の見直しに関する事項
 - (2) 重要な公共施設の計画、設置又は廃止に関する事項
 - (3) 上記に掲げるもののほか、市長その他の市の機関が必要と認める事項
- 4 市長その他の市の機関は、上記の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
- 5 地域協議会は、住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行う。

【委員】

- 1 地域協議会の委員は、20人以内とする。
- 2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が選任する。
 - (1) 当該区域内の公共的団体等を代表する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める者又は公募による者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、当該区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

【会長及び副会長】

- 1 地域協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【会議】

- 1 地域協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、委員の4分の1以上から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長は、協議上必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域協議会に諮って公開しないことができる。

【庶務】

地域協議会の庶務は、当該地域の総合支所において処理する。

別紙 3（「14 使用料・手数料の取扱い」関係）

手数料の取扱い一覧

	項目	単位	具体的な調整金額等
1	所得証明	1 件	300 円
2	完納証明	1 件	300 円
3	各種納税証明	1 件	300 円
4	固定資産公課証明	1 件	300 円
5	固定資産評価証明	1 件	300 円
6	資産証明（課税証明）	1 件	300 円
7	住宅用家屋証明 1 棟	1 件	300 円
8	固定資産評価通知書	-	無料
9	法人営業証明	1 件	300 円
10	固定資産課税台帳の閲覧及び写し	1 件	300 円
11	登録免許税軽減措置証明（住宅用家屋証明の審査に対する手数料）	1 件	1,300 円
12	土地図面の閲覧及び写し	1 件	300 円
13	固定資産課税台帳登録事項証明	1 件	300 円
14	軽自動車関係証明	1 件	300 円
15	自動車車検用納税証明	-	無料
16	督促手数料（市税・国保税他）	督促状 1 通	100 円
17	臨時運行許可申請手数料	1 車両	750 円
18	印鑑登録証明	1 枚	300 円
19	印鑑登録証交付	1 件	300 円
20	印鑑登録証再交付	1 件	400 円
21	市民カード交付 （印鑑登録のないもの）	1 件	300 円

	項目	単位	具体的な調整金額等
22	市民カード再交付	1 件	400 円
23	市民証の交付及び再交付	1 件	(300 円) 住基カードで対応可能であり、合併時 廃止を検討
24	住民票の写し	1 通	300 円
25	住民票の写し（世帯 5 名以上）	1 通	－ (No.24 で対応)
26	住民票の写し（世帯全部）	1 通	－ (No.24 で対応)
27	住民票記載事項証明	1 通	300 円
28	年金現況証明（公的年金等以外）	1 通	300 円
29	戸籍謄本・抄本	1 通	450 円
30	戸籍全部事項証明	1 通	450 円
31	戸籍一部事項証明	1 通	450 円
32	除籍、原戸籍謄本・抄本	1 通	750 円
33	除籍全部事項証明	1 通	750 円
34	除籍一部事項証明	1 通	750 円
35	戸籍記載事項証明	1 事項	350 円
36	除籍記載事項証明	1 事項	450 円
37	戸籍附票の写し	1 通	300 円
38	身分証明書	1 枚	300 円
39	戸籍届出受理証明書	1 枚	350 円
40	届出受理証明書（上質）	1 通	1,400 円
41	届書の記載事項証明（届書の写し）	1 通	350 円
42	住民基本台帳カードの交付及び再交付	1 件	500 円

	項目	単位	具体的な調整金額等										
43	住民票（閲覧）	1冊	10,000円										
44	外国人登録原票記載事項証明	1件	300円										
45	地縁団体に関する証明	1件	300円										
46	金銭物品等の寄付募集に関する許可手数料	1件	300円										
47	狂犬病予防法（昭和25年法律第226号）に関する事務手数料	1件	現行のとおりとする。										
48	霊園使用許可証再交付等手数料	1件	300円										
49	死亡獣畜取扱場又は製造若しくは貯蔵の施設の設置の許可手数料	1件	12,000円										
50	化製場の設置の許可手数料	1件	19,000円										
51	動物の飼養又は収容の許可手数料	1件	6,000円										
52	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件	3,000円										
53	一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件	3,000円										
54	浄化槽清掃業許可申請手数料	1件	3,000円										
55	一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	1件	1,500円										
56	一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	1件	1,500円										
57	浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件	1,500円										
58	計量法（平成4年法律第51号）に関する事務手数料	—	<p>上田市の手数料条例の例に基づき、新たに手数料条例を制定する。 （上田市の例）</p> <p>検出部が電気式又は光電式のもの</p> <table> <tr> <td>100kg以下</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>250kg以下</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>500kg以下</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1t以下</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2t以下</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> <p>棒はかり・直線目盛 350円</p>	100kg以下	1,400円	250kg以下	1,800円	500kg以下	3,000円	1t以下	4,700円	2t以下	5,000円
100kg以下	1,400円												
250kg以下	1,800円												
500kg以下	3,000円												
1t以下	4,700円												
2t以下	5,000円												

	項目	単位	具体的な調整金額等
64	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定による優良住宅新築認定申請に対する審査手数料	1件	上田市の例により統一する。 (上田市の例) 新築住宅の床面積 100㎡以下 6,500円 100㎡超 500㎡以下 9,000円 500㎡超 2,000㎡以下 14,000円 2,000㎡超 10,000㎡以下 37,000円 10,000㎡超 50,000㎡以下 45,000円 50,000㎡超 60,000円
65	屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)に関する事務手数料	—	現行のとおりとする。
66	建築基準法(昭和25年法律第201号)に関する事務手数料	—	上田市の例により統一する。
67	上水道開閉栓手数料	1回	開栓手数料 1,000円
68	給水装置工事事業者指定手数料	1件	10,000円
69	設計審査・工事検査手数料	1件	廃止
70	給水装置工事設計手数料	1件	廃止
71	消防演習立合手数料	1件	廃止
72	給水工事完成検査手数料	1件	廃止
73	給水装置検査手数料	1件	廃止
74	道路占用書類作成手数料	1件	廃止
75	工事店指定手数料	1件	10,000円 (指定期間5年)
76	排水設備工事責任技術者登録手数料	1件	3,000円 (登録期間 合格証3年 終了証5年)

「22-33 医療施設・医療関係事務の取扱い」関係の各種文書料及び診断書料

	項目	単位	具体的な調整金額等
1	健康診断書	1 通	1,800 円
2	普通診断書	1 通	
3	生命保険用診断(証明)書	1 通	4,400 円
4	自動車損害賠償責任保険用診断書	1 通	4,700 円
5	自動車損害賠償責任保険用診療報酬明細書	1 通	1,300 円
6	死亡診断書	1 通	2,900 円
7	その他の証明書(上田市産院) 諸証明書(武石村診療所)	1 通	1,300 円
8	1 通を超える文書料の額	1 通	現行のとおりとする。
9	健康診断料(上田市産院は健康診断料及び妊婦診察料)	1 件	現行のとおりとする。
10	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に基づく診療の料金	1 件	現行のとおりとする。
11	自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)に基づく診療の料金	1 件	現行のとおりとする。
12	血液型検査料(自費診療分)	1 件	1,900 円

別紙4 (「22-26 福祉医療費給付金の取扱い」関係)

福祉医療費給付金調整内容

区 分		具体的な調整方針		
		所得制限 (本人・配偶者 扶養義務者等)	一部負担 (1レセプトあたり 300円/月)	食事負担
障害者	身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級及び2級の者	特別障害者 手当準拠	300円	あり
	身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が3級の者	所得税 非課税者	300円	あり
	身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が4級の者	合併時に廃止		
	身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が3級以下であり、20歳以上で常時介護を必要とする者	合併時に廃止		
	療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度がA1、A2、B1及びB2の者	特別障害者 手当準拠	300円	あり
	特別児童扶養手当受給者のうち、障害の程度が1級の者	特別障害者 手当準拠	300円	あり
	20歳未満の者で、特別児童扶養手当受給者のうち、障害の程度が2級の者	合併時に廃止		
	65歳以上の者で、国民年金法施行令別表該当者	特別障害者 手当準拠	300円	あり
	20歳以上65歳未満の者で、国民年金法施行令別表該当者	合併時に廃止		
	障害基礎年金受給者(国民年金)	合併時に廃止		
	障害基礎年金受給者のうち、障害の程度が1級9号、10号及び、11号の者(国民年金)	合併時に廃止		
	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級及び2級の者	住民税 非課税世帯者	300円	あり
	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が3級の者	合併時に廃止		
	精神保健福祉法第32条(精神障害者通院公費負担)該当者	合併時に廃止		
	福祉手当受給者	合併時に廃止		
特定疾患医療受給者証の交付を受けた者(当該疾患のみ)	合併時に廃止			

区 分		具体的な調整方針		
		所得制限 (本人・配偶者 扶養義務者等)	一部負担 (1レセプトあたり 300円/月)	食事負担
母子 家庭等	配偶者がなく18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している女子	児童扶養手当 (一部支給)準拠	300円	あり
	上記に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童	児童扶養手当 (一部支給)準拠	300円	あり
	父母のいない18歳未満の児童	児童扶養手当 (一部支給)準拠	300円	あり
父子 家庭	配偶者がなく18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している男子	児童扶養手当 (一部支給)準拠	300円	あり
	上記に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童	児童扶養手当 (一部支給)準拠	300円	あり
老人	68歳以上70歳未満の者	住民税 非課税世帯者	老人保健法 を準用	あり
	65歳以上68歳未満の者	合併時に廃止		
乳幼児	出生から小学校就学前の者	児童手当 (特例給付含む) 準拠	300円	あり
	小学校就学から7歳未満の者	合併時に廃止		
その他	町長が認める者	合併時に廃止		

上田市、小県郡丸子町、同郡真田町及び同郡武石村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年2月18日

上田市長

丸子町長

真田町長

武石村長